

令和6年厚岸町議会第1回定例会		
令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和6年3月6日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和6年3月11日 午前10時42分
	閉 会	令和6年3月11日 午後 5時02分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	川 越 一 寿
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	堀 部 誠	監査事務局長	亀 井 泰
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	渡 部 貴 志		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(6 . 3 . 1 1)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和6年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和6年3月11日

午前10時42分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和6年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、早々審査を進めてまいります。初めに、議案第3号 令和6年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから6ページは、第1表 歳入歳出予算です。30ページ、31ページは、事項別明細書です。

32ページ、歳入から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

7 番。

- 南谷委員 1 款、1 項、1 目個人でお尋ねをさせていただきます。

個人の分なのですけれども、対前年比なのですけれども、1,449万円増の本年度は4億2,171万8,000円の計上に至っております。令和4年度の実績なのですけれども、滞納繰越分を含めまして4億4,138万4,656円、この数字と令和5年度の決算見込み4億4,138万4,000円、端数のみの違い、偶然だと思うのですけれども、全く大部分で、頭の部分はそっくりでございます。これらを見据えて、令和6年度の町税の個人分を算定するに至ったと判断するのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、先ほど委員おっしゃった、令和4年度の決算と令和5年度の決算見込みですけれども、令和5年度の決算見込みは、現年分、滞納分、別々に算定しております。この数字が一致しているのは、たまたまというか、偶然一致したものでございます。合わせたというものではございません。

それから、令和6年度の新年度予算でありますけれども、新年度予算につきましては、令和5年度の決算見込みから課税者の人数を88人出しております。さらには、農業資材等の高騰によります農業所得の影響等を勘案いたしまして、令和5年度の決算見込みからは、1,879万2,000円減らしております。ただ、昨年度の当初予算が大変低かったもので、昨年度の当初予算との比較では、前年度比、率では3.8%、金額では1,536万4,000円増の4億1,916万9,000円、これが個人の町民税の現年度分はそうように算定しています。

また、滞納繰越分につきましては、滞納繰越金の減少によりまして、令和5年度の決算見込み及び当初予算比較で87万4,000円の254万9,000円を計上しております。現年度分と滞繰分合わせた数字でありますけれども、これにつきましては、令和5年度の決算見込みから1,966万6,000円減で、前年度対比、率では3.55%、金額では1,449万円増額の4億2,171万8,000円という計上となっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 令和6年度中ですね、今年度に国のほうでは定額減税4万円を実施いたします。そのうちですね、所得税は国税が3万円の減額になるわけですが、個人に関係ある住民税1万円の減税措置は、今回の計上の数字に含まれているのか、いないのか。さらには、この措置が実施された場合、この1万円の分はどのくらいになって、どのような措置をされるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 令和6年度に実施されます定額減税でありますけれども、まだ当初予算には含めておりません。こちらの金額につきましては、町民税ですから、1万円を本人及び扶養者の人数に合わせて減額するというものでありますけれども、実際に令和6年度の町民税の計算をしてみないと、一体幾らが減少になるかというのはなかなか難しい数字でございます。我々想定していますのは、今段階では、町民税の減収額は3,000万円から3,500万円程度ではないかと想定しております。この減収額につきましては、町民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されるというふうに聞いてございます。

あと、減額と交付金に係りまして、令和6年度中に補正予算で計上させていただきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1目個人、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目法人。

10番。

●堀委員 個人にも関わってくると思うのですけれども、主に法人が関係すると思うのでここで聞きますけれども、インボイス制度、昨年10月から実施されるようになったのですけれども、今回の算定に当たっては、インボイス制度による影響というものはどのような算定をされているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この法人町民税の算定に当たりましては、インボイス制度に係る税収の増減については、特に勘案してございません。考えていないです。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 勘案していないということは、ほぼ変わらないということなのか、それとも、押さえ切れないからまだ想定されていないのか。増えるのか、減るのかというものでもあると思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。実際になってみないと分からないから勘案をしていない。影響というものが無いのだというのであればいいのでしょうかけれども、もし僅か3か月であっても影響があれば、やはりその分というのは変わってくると思うのですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

インボイス制度というのは、消費税を納める制度でございますので、こちらの厚岸町の法人町民税には直接影響しないものと考えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 取引の増える、減る、インボイス制度を取り入れたことによって、取引が減ってしまうのだとかといえば、当然、法人の所得や何かにもですね、影響してくるというふうに思うのですけれども、そういった中では、それは全然勘案していないということなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 今回ですね、インボイス制度で新たに消費税の納税義務者になる方というのは、あくまでも1,000万円以下の事業主の方が中心だと思っております。今回、法人町民税ですので、法人で1,000万円以下の方に関しては、影響というものはあるかもしれませんが、ちょっとそこまで新年度の予算に当たりましては、算定していないというのが実際のところでございます。

●委員長（竹田委員） 2目法人、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 項 1 目固定資産税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目国有資産等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項軽自動車税、1 目環境性能割。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目種別割。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項 1 目たばこ税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項 1 目都市計画税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項 1 目自動車重量譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目森林環境譲与税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 款 1 項 1 目利子割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款1項1目配当割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6款1項1目法人事業税交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7款1項1目地方消費税交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9款1項1目環境性能割交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 11款1項1目地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 12款1項1目地方交付税。
7番。

- 南谷委員 12款1項1目地方交付税でお尋ねをさせていただきます。

国の方針、1.7%ぐらいを増と見ているという認識をしていたのですが、令和6年度の本町の交付税は、マイナスの1,795万5,000円、前年対比ですか、下がっている

のですよね。この下がった要因についてですね、国の方針というのですか、相対的な流れの中で期待をしていたのですけれども、結果的に対前年比下がりました。この要因について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、国から示されております地方財政計画によります交付税の伸び率、これは1.7%ということで、委員おっしゃるとおりでございます。

この1.7%の増の要因であります、やはり国の経済的な部分、法人税割だとか消費税が伸びているということで、その交付税の原資となる税収が伸びているという原因が一つと、あと、それぞれ地方のほうでもですね、交付税を伸した原因という部分で、国から今示されている中では、大きな部分でいきますと、やはり燃料の高騰、それと施設の委託料ですね、これがやはり国のほうも伸びているということで、自治体のほうのそれぞれの部分にも交付税で対応すると。それともう一つが、会計年度任用職員、これがこの4月から勤勉手当を支給するという部分であります。こちらのほうも交付税措置をするということで入っております。

それと、新たな品目といたしまして、子ども・子育て費、これが地方のほうで地域の実情に応じて独自に子育て支援対策を実施するというので、こちらのほうにも交付税に回すということで、この1.7%というような増できています。

こちらの減額の要因でございますが、交付税の資産につきましては、うちのほうも令和5年度の算定結果、これにそれぞれの見込みを見ながら独自の資産で数値を計上させていただいているのですが、一番の要因といたしましては、固定資産、今回予算計上でもさせていただきました、32ページ目のほうに、固定資産税ですね、こちらのほうの償却資産が7,000万円ほど伸びると。この7,000万円税収が伸びるということは、地方交付税上の基準財政収入額、こちらのほうが75%引かれますので、この分の見合い分、償却資産の減分でございますね。基準財政需要額のプラスなる分を交付税から差し入れたということで、こちらのほうが大体5,300万円の減と、そういった見込みの中で、当初予算のほうは1,700万円ほどの減額をさせていただいたということでございます。

●委員長（竹田委員） いいですか。

12款1項1目地方交付税、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

13款1項1目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目商工使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目土木使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目教育使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項手数料、1目総務手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目農林水産業手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目土木手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目教育手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目証紙収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目衛生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目商工費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目土木費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目消防費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目教育費国庫補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目民生費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目土木費委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 17款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目衛生費道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費道補助金

(な し)

。

- 委員長（竹田委員） 7 目消防費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目教育費道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目商工費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 18款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目生産物売払収入。
7 番。

- 南谷委員 18款、2 項、2 目生産物売払収入、しいたけ菌床売払代、ここの4,146万7,000円でお尋ねをさせていただきます。

令和4年の実績3,723万3,000円、それから令和5年度の見込みが3,878万1,000円という数字で、令和6年度は、計上のおり4,146万7,000円、年々増えているわけでございます。増額になっている要因について、順調に来ているなというふうに理解をするのですが、この内容について、まず説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 生産物売払収入のしいたけ菌床売払代の関係でございますけれども、しいたけ菌床生産業者につきましては、近年、新規生産者が増えてきております。令和5年について1件、さらには次年度、今現在ですね、1件またさらに生産者が増えております。

そういった関係で、菌床の売払代、玉数も増えていくというふうに見込んだ中でです

ね、今回、予算を上げさせていただいておりますけれども、令和5年の決算見込みでは28万9,000玉、約29万玉の生産見込みになろうかと予測しておりますけれども、令和6年度については、33万2,000玉ほどの生産売払代が見込まれるといったような状況からですね、今回、予算のほうも前年対比で100万円ちょっと増やして計上させていただいているといったような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 きのご産業、私も非常に期待をしておりますし、将来、厚岸町にとっても、上尾幌地区にとっても、重要な産業でございます。

実はですね、非常に私も疑念に思うのですが、この厚岸町の統計書、令和4年度版、発行されました。これずっと見せていただいたのですが、非常に納得がいかないのですよ。91ページなのですが、ここにですね、食用きのご生産状況、令和元年が97トン544、令和2年が98トン、それから令和3年が115トン、令和4年が47トン、対前年比41%に落ちているのですよ、この資料。

私はね、そして資料の下に、釧路総合振興局と書いてあるのです。ということは、振興局の数字を計上されたというふうに判断するのですが、この対前年比41%に落ちている。そういう話というのは、僕は聞いたことないのですよね。少なくとも厚岸町が発行している資料でございます。このとおりののだということであればいいのですが、非常にこの47トン993という数字に違和感を疑念を感じます。このとおりのかどうか、実態について説明をしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 統計書のことですので、総務のほうからお答えさせていただきます。

この数字につきましては、担当者のほうでも作るときには、確かに減っているということで、この調査につきましては、総合振興局のほうに毎年ですね、こういうものの数値をお願いしますということで依頼をしております。

このときも、うちのほうからも数量がちょっと減っているのです、調査方法のですね、調査方法自体が変わっているのかということで問い合わせをしたところ、調査方法は変わっていないというところで、まずは一旦終わったのですが、また再度、その後ですね、調査した中では、いつも実際にきのごの菌床を生産している方に数量を聞くようなのですが、その中に、何件か数量の報告の協力をしていただけなかったというところがあったということがありまして、そこで私どもも、もともとこの数字はずっと北海道の振興局からの数字を使っていますので、その数字も公表されております。私どもだけのほうでそれを変えるということはないことですし、協力は本来いただければいいことなのですが、ここだけを今までと違った数字に入れる、あとは北海道が調べている、統計を取っているものですね、そことまた違う数字を入れるということにはならないということで私どもは判断しました。

今後ですけれども、そういうことは、事業者の方に協力をいただければと思いますけれども、数字としてはそういうような状況になっております。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 実態は違うということでしょう、実際には。つかみ切れない申告制、今振興局で調べた数字がそうだった。

でも、僕にすれば、町民にすれば、この資料は厚岸町で発行しているのですよ。総務で集計しているから、だけれども、担当課、きのこの生産について厚岸町として一生懸命取り組んできて、生産が前年度の半分以下になってという数字をですよ、厚岸町として公表するのかという部分でね、僕はね、甚だ問題があると思うのですよ。やはりこれを発行する時点で原課に確認をしていると、私は思うのですよ。原課から上がってきた数字だと思うのですよ。まさか総務でですね、振興局から来ました、はい、そうですかと上がった数字ではないと思うのですよ。少なくともそれぞれ担当課がここに上げる段階でチェックしていると思うのですよ。私でさえですね、この数字、違和感感じるのですよ。担当課で感じないわけが僕はないと思うのですよ。起きたものはしょうがないというけれども、やはり少なくとも厚岸町のきのこ産業というものに注目を町民もしていますよ。その発表数字がこれではね、いかがなものかと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

統計書としましては、今までの調査方法ですとか、それを今この段階で変えるということにはならないとは思いますが。

ただ今後、こういう数量が下がっているということは事業者にとってもあまりいい影響ではないと思いますので、事業者の方、その方々にも今後ご理解をいただいて提出していただけるように、振興局だけではなくて、私どものほうからも調査する段階で、そこら辺も私どものほうにも、ちょっと今は協力が難しいのだとかということもあれば、そういうこともお声をかけていただくなど、今後ちょっとそこら辺はお話をしていきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 担当課としてはどうなのだというお尋ねの部分がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、厚岸町統計書を発行する際に、この数字について事前に確認ということでは、ちょっと担当のほうに確認は来ていなかったというところが実態でございます。

これは毎年恐らく来ていないというふうに認識しております。あくまでも北海道の統計調査ということで、厚岸町がどうのこうのということとは言えないのかなと思いつつも、厚岸町統計書という形で掲載する以上、町の責任というのは避けられないというふ

うに思っております。

ただ、北海道においても、担当者レベルだとは思いますが、調査の回答がないからといって、明らかに過小である数値をもって統計数値を公表するというものについては、いかがなものかという疑問もちょっと残るところではあります。

このまま数字が残っていきますので、北海道のきのこ生産量が実態とかけ離れたものになってしまっていくと。これが国内生産において、菌床きのこの生産量、今、北海道は全国で第3位という非常にいい成績を収められております。そういった地位の部分も維持できないことにもなりかねないケースにもなってくる可能性もあります。

また、生産者も、業務が非常に忙しくて調査にわずらわしさもあるかもしれないのですが、北海道のほうも、この統計調査の重要性というのをもうちょっと丁寧に説明する姿勢があってもよかったのではないのかなと思っております。

次年度も同様の調査を実施されていくと思いますので、もし、令和4年度のような回答が滞るような状況になりそうなときは、菌床センターのほうにも声掛けをいただいて、センターとしても側面から生産者の皆さんに対して連絡をしていただきたいといったような働きかけもしてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を頂戴したいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2目生産物売払収入、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

19款1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目減債基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目地域づくり推進基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目まちおこし基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 目老人福祉基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 目環境保全基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 目森林環境譲与税基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 目ふるさと納税基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 目再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 21 款 1 項 1 目繰越金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 22 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 目加算金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 目過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項預金利子、1 目町預金利子。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項貸付金元利収入、2 目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項受託事業収入、2 目民生費受託事業収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目衛生費受託事業収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項雑入、1 目滞納処分費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目過年度収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目雑入。
10番。

●堀委員 ここで、次ページの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,171万5,000円。

提案理由の説明の中では、エネルギー促進区域の設定に要する補助金というふうになって、そちらは歳出のほうで聞きたいと思うのでいいのですけれども、こちらの補助金が雑入でというのですけれども、これはどのような事業者からの補助金が来るのでしょうか。

それで、その下のほうに、厚岸小学校から各学校の給食費というものが雑入であります。これが公会計化に伴う計上だということですが、つまり各学校の私費会計で押さえていたものを今回これに雑入として入れたのかどうか、それとはまた別な収入なのか、ここら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 二酸化炭素の排出抑制対策事業費の道補助金1,171万5,000円でございます。

これにつきましては、事業費1,562万円の4分の3の補助率で国の環境省のほうから受ける事業でございます。なぜ雑入に入ったかということでございますが、環境省の委託機関であります一般社団法人地域循環共生社会連携協会という協会がございます。ここから国の国庫補助金が経由され町に入ってくるということで、雑入扱いにしているところでございます。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 給食費の歳入の関係でございます。

令和5年度までは私会計ということで、令和6年度から公会計というものを予定しております。

それで、令和5年度については、実質給食費については無償化というものが図られているのですが、一度、町のほうから学校のほうに、保護者のほうに補助金という形で渡されまして、令和5年度は私会計ですので、給食センターの会計のほうで行っていました。しかしながら、令和6年度につきましては公会計ということでありますので、一旦一般会計から保護者のほうに補助という形で支出をし、また、それを歳入の雑入のほうで受け入れるということでございます。

なぜこんな面倒くさいことをしているのかという疑問があるのかなと思いますけれども、これについては、特定防衛調整交付金の基金のほうを実は活用してまして、制度上そういったことで一度保護者のほうに渡すというふうになります。あと、準要保護の部分についても、国からの補助金が来まして、それを一度保護者のほうに渡して、それをまた納入してもらうという、ちょっと手間がかかってしまうのですが、ダイレクトに町のほうで調整が難しいということでありますので、歳入のほうで手続上ということでしょうかね、ちょっと手間はかかってしまうのですが、こういうような会計ということになっている状況でございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 二酸化炭素のほうについては分かりました。

学校給食費、ただ、そうすると一回保護者のほうにお金が入るといった中では、払わないという意志を表示しても、それは納付者の好き勝手というか、ですね。そういう

問題、未納とかという話というのではないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

今まで未納というものはございません。手続上、例規のほうで一度学校を介して保護者のほうにということになっているのですけれども、例規のほうで学校長へ委任することによって、一度学校の口座に振り込んで、それから今までは給食センターのほうにということではおりました。そういうような委任ということでありましたので、今在籍している児童生徒につきましては、そういうような滞納ですとか、未納だとか、拒否するだとかという事例はございません。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ただね、補助金の対象者というのは、各それぞれの保護者だということであれば、一回きちんと渡ったというものでないと、幾ら委任をもらったにしても渡っていないという、それは言ってしまうと、詐欺的なものと言っても全然おかしくないのかなというふうに思うのですけれども。

特定防衛の交付金をもらうがためにそのような手続きをするといつて、町が詐欺まがいのものをやってもいいものなのかどうなのか。本来は、保護者のほうに補助金として渡るのだよと言っているものが渡さないで、それをその前に吸い上げてしまうというのでいいものなのかどうなのか。ここら辺は、財政的な取扱いというのがきちんとそれで問題ないのかどうなのか。ここら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 詐欺まがいというか、ちょっと詐欺とかではないとは思いますが、納入の取扱としては、やはり学校長のほうに保護者が委任と、そういう会計を委任するというので、これは保護者のほうから委任状というものをいただきまして、そういった流れを理解して、受領に関しては学校長にということ委任をするということでご了解をいただいた上でそのような会計をしているところでございますので、流れはそうになっており、特に問題はないのかなということ、今回このようなことで予算化ということでさせていただいたところです。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、後で財政的なほうをもう一回答弁してもらいます。

委任状の提出を拒否することだってできるわけですね。それは、委任状はあくまでも保護者からの任意の提出なのですから、拒否することもできる。そのように理解して

いいのでしょうか。そのようなことがあった場合にはどのような取扱いをする考えなのか、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時29分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 大変貴重な時間、申し訳ございません。

先ほど私の発言の中で、一度保護者にお金が渡っているかのような発言がございましたが、これちょっと訂正をさせていただきます。お金が学校を介して渡っているわけではなく、一度助成金については学校の方に入ります。それで学校の方から、こういった特定防衛調整交付金の基金を活用しておりますというような内容でまず保護者の方に周知をさせていただくと。その経理については、学校のほうに委任をして、そしてまた5年度であれば給食センターの会計、6年度であれば町の一般会計ということの流れであります。会計の流れとしては、そのような内容になります。

（発言する者あり）

●委員長（竹田委員） 10番、手を挙げて発言してもらえますか。

●堀委員 さっきの質問、答えていないから。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 委任状のことですけれども、提出がないと、なければ拒否ということになるのかなと思いますが、その部分については、ちょっと拒否といいますか、提出がなかった場合につきましては、助成に対して委任ができないということでもありますので、それについては助成の対象外になるのかなというような認識でありますけれども、なるべくそういうことがないように丁寧に、保護者の方にはこういう制度がありますのでご理解くださいといったような形で、給食費の実質無償化というような形ではお願いしていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 善意を想定して、当然、行政というのはある程度善意を想定してやるのですが、当然中には委任状の提出を拒む人だっているわけです。その人方の学校給食費を無償にしませんよと言うのであれば学校給食費について、子どもたちの学校給食費を

無償にしますよと初めに言って制度を始めたときの趣旨と全然変わってしまうのではないかなと思うのですよ。

さんざん、学校給食費は無償化しますよ、無償化しますよ。その実は、これはちゃんと保護者から委任状をもらわなければ無償化にはなりませんよと言うのだったら、全然趣旨が、趣旨というか違いますよね。そこら辺はやはりきちんと整理すべきではないのかなという。逆に、半ば強制的に委任状を学校が徴取するというその行為自体がどうかと。学校に所属する以上は、委任状を出さなければならないのだというもののなかどうなのか。そこら辺も併せてどうなっているのか。

もっと明確な分かりやすいような形の中で、交付金というものが確かに使った中ではあるのかもしれませんが、ただやはり、本人に出したよと、あくまでも国のほうには本人に出したよと言いながらも、本人のほうには全然渡らなくて、その前のほうでもうストップして、それをまた吸い上げてしまうという。ですから、これは国に対しての不作為というか、そのようにも取られかねないというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、教育委員会の管理課長、縷々答弁いたしているわけですが、学校給食のことです。当然、行政側、町長側としてはタッチすべきことではないのですが、予算編成に関わる課題でありますので、担当から縷々を詳しく答弁させますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、防衛の調整交付金を使って給食費を無償化することでこの事業を進めてきたというところですが、この交付金の目的としては、やはりこの補助金を使って防衛でも広く町民に周知をしていただきたいというのが、まず一つの狙いがあります。そういった中では、この委任と委任でないという部分は、防衛サイドに再度確認をちょっとさせていただければなと思っています。どういった会計上の部分で。

これは、厚岸町のみならず全国的にもこの交付金を使ってやっている自治体が正直言っています。そういったところの事例を参考にしながら、この会計の仕組み、これでよろしいかどうか、すみません、予算計上して、今この段階でそれを確認すれというのは、ちょっと私どもと教育委員会との内部の調整漏れということではございますが、再度こちらに関しましては、確認をさせていただきたいと思います、防衛サイドの。

今のやり方がいいのか、それともこういったやり方があるのかというのも、他の自治体の事例も含めながら、今後の給食費の関係につきましては進めてさせていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 休憩をさせていただいて、ちょっと内部でいろいろと検討いたしますので、若干の時間をお借りしたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時37分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開いたします。

10番、掘委員の質問に対しての理事者側の答弁から始まります。

管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 貴重な時間をお借りして申し訳ございません。

話を整理するためにちょっとお話させていただきますが、学校給食費の納入方法でありますけれども、これについては、厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則というものを定めておりまして、これによって学校長を経由し、給食センターへ納入ということで、今現在はしております。これは以降、町へ納入という形で規則改正ということになります。

次に、学校給食費の無償化についてのお話させていただきますが、平成31年度、平成31年の4月から保護者の経済的負担を軽減するために、厚岸町では学校を経由し、保護者に対して給食費を助成するというような形を取っており、それによって実質無償化ということになっております。

この給食費無償化を図るための助成制度ですけれども、この助成制度を制定する際に、ほかの自治体の例も参考にしながら助成というものを考えておりまして、本町も同様に、助成による実質無償化としたところでございます。

助成という形を取っているため、保護者から給食費の助成の申請ですとか、あと給食費の確認など、保護者に手間をかけてしまうということもありまして、これについては厚岸町学校給食費助成交付要綱、これを定めて、助成金の請求、受領、給食費の納入、助成金の交付に関する一切に関して、保護者が学校長へ委任することを規定し、申請の簡略化というものをしております。

委任状に関して、委任状が提出されない場合でございますけれども、給食費の無償化はあくまでも助成という形を取っておりますので、これを拒否した場合については、学校へ給食費をお支払いいただき、町へ納入していただいた後に、給食費を教育委員会から、保護者から申請いただく形になりますけれども、給食費を助成するという流れになります。

これは、学校給食はサービスと、必ず食べていただくということもありますので、これについては、食べていただいた場合はお金を支払っていただくということになろうかと考えております。会計上の処理、予算上の処理については、特段問題はないと考えて

おります。

特定防衛施設周辺整備交付金の基金についてであります。防衛のほうでは、この交付金がどのように活用されているかということとを広く町民に周知されていけばいいということでもありますので、これについては、町のホームページで周知をしているところでもあります。

先ほど、私、防衛の交付金の活用に関しまして、委任状云々という発言があったように聞こえたかと思いますが、この防衛に関して委任状と、必ず提出するのだというものではございません。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

ただ、そうすると、無償化、無償化と言っている、実際には助成なんだと。ではちゃんと、次からは、もう給食費の助成だというふうに、しっかり言っていくべきだと思うのですよ。実際的に負担はないけれども、それは助成でしかないのですから。無償と助成というのはやっぱり違いますからね。やはりそういう表現というものをきちんとしてほしいと思います。

その上で、制度的には、委任状を出さないで、学校長に委任しなければ保護者が補助金申請を出して補助金をもらうという、そういう制度でもあるということで理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 給食費の無償化、実質無償化であって、助成ではないかといったことかと思いますが、それに関しましては、保護者等へそういった制度があるよということで、支出する際に、きちんとお知らせというものをしていきたいなと思います。

それで、学校長を必ず経由してということでもなく、保護者が学校を経由して助成をしたくないという場合は、委任ということをしたくないという場合は、この規定、定めてはいるのですけれども、これに学校長を経由して助成金の提出というふうになっているものですから、学校長の方を経由して申請書を提出していただいて、町が対象者に助成するといった形になろうかと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

3目雑入、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

23款1項町債、1目総務債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5目商工債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6目土木債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7目消防債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10目臨時財政対策債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、58ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3目職員厚生費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目情報化推進費。76ページまで進みます。
2 番。

- 室崎委員 ここでお聞きしていいかと自分では思ったのですが、もしそこではなくて、こっちでやりなさいっていうのであれば、委員長どうか、そのときには言ってください。指示に従いますから。

節にあるわけではないものですから、そんなことになったのですが、町長の町政執行方針の中にですね、これ、頂いた印刷物では10ページかな、そのところに「また町民の利便性の向上を図るため、デジタルトランスフォーメーションD Xを推進してまいります」と、こういう一文がありました。

私、不勉強なもので、そのD Xなるものが、よう分からないのですよ。それで、ちょっと調べてみましたら、デジタルですから、電子化に関する問題ですから、電子的な社会をいうのかなと。トランスフォーメーションってのは、変容ですよ。変わるってことですよね。だから、こういうデジタル社会に即応して変わっていくというような意味なのかなと思ひまして、ちょっとネットでも調べてみました。

そうすると、そこには企業の話が出てくるのですね。企業がビッグデータなどのデータと、A I や I o Tをはじめとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善していくだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを改革するとともに、組織、企業文化、風土を改革し、競争上の優位性を確立することというような定義がされておりました。

これは、企業向けの定義なので、厚岸町の場合には、ちょっとそこは変えて読まなければならないだろうなというふうには思っておりますが、D X、デジタルトランスフォーメーションとは何なのか。そして、それを進めてまいりますというのは、具体的に何をどうやるのか、分かりやすく説明していただきたい。

- 委員長（竹田委員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） デジタルトランスインフォメーションについてでございますが、広くは、質問者おっしゃられたとおりのことかなと認識しておりますが、行政におきましても自治体が進めるD Xということで、国も推進しております。

そういった中では、行政におきましては、あらゆるデジタル技術、デジタル技術も幅広くありましていろいろ、いわゆる I C Tと言われるものですとか、あとは、具体的には、アナログのものを電子化していくですとか、そういった情報技術を活用して行政が行う業務、これについて効率化を図っていったり、あるいは町民に対する利便性の向上を図っていく。本当に幅広くて、D Xを推進すると言って、既に厚岸町においても各申請手続の電子化ですとか、そういったものもD Xの一つにはなろうかと思ひますし、コンビニなどでの住民票交付、こういったものもD Xの中の取組の一つというところとなっております。こういった情報技術を活用して、行政が行う業務の見直しを行いながら、変革をしていくということでございます。

具体的に厚岸町が行う、これから行おうとしているD Xについての取組ですが、厚岸町におきましては、個々の分野において、それぞれそういった情報技術を活用した取組というのは、個別に進めてきてはございますけれども、総体的に町全体としてこういった取組に至っているのですとか、各所属の職員が共通認識を持ちながら、他の事例を参考に、こういったD Xの取組があるというような情報共有を図りながら、では厚岸町において、さらに具体的にこういった取組を行うことができるかというようなものを、まずは担当レベルで共通認識、勉強をしながらですね、厚岸町におけるD Xの進め方というのを、まずは検討・協議していこうということで、令和6年度は取り進めていきたいと考えております。

そうした中で、出てきたものを、それでは具体的にこういったものを進めるのか、そのためにはこういったものが必要なのか、そういったものの協議に進んでいければなどというふうには考えております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 古い戸籍なんかを見ますと、昔は筆で書いていたわけですね。それがあある時期からいろいろな文章に関しては、戸籍は違うでしょうけれども、ボールペンで描くようになりましたね。ある時期からは今度はキーボードに向かうようになりましたね。道具が変わっているわけですね。

今のお話を聞いていると、結局はそのI Tとかいろいろな言い方で言いますが、そういう最新の道具を入れていきますという以上に聞こえないのですよね。コンビニで申請が出せるようになりましたというの、早く言うとそういう電子的システムをそこに導入したということですよね。これは筆で書いていたのをボールペンで書くようになったというのと、本質的には変わらないのですよね。

デジタル、わざわざトランスフォーメーションと言っているのですよ。トランスフォーメーションというのは、うちの子どもが小さいときに、合体とか言ってね自動車がぼんぼんぼんと組み合わせるとロボットになってしまうような。ああいうのをトランスフォーマーと言いましたよね。がらっと変容すること、その英語ですよね。今の聞いていると、I T化とかね、そういうふうに言っている話であって、トランスフォーマーではないのではないかという気がするのですよ。

ここに、いわゆる企業向けの記事なのでしょうけれども、そこでは、今のままでは競争に勝てないよと。だから、そういう最新の技術を入れるだけではなくて、組織や企業文化というのはここで言うと、行政に置き換えると、まさに厚岸町の町組織の文化でしょうね。それから、風土を改革し、本来の企業なら競争に勝つように、もしこの行政というなら、よりよい行政の執行を行うように、変えていまいしょうというような、非常に奥深い話が出てきているのですが。

今のお話を聞いているとD Xという言葉を使っているだけで、そういうようないわば哲学というか理念というか、そういうものはちょっと、今の説明からは伺えないのですが、今のはやりの言葉ですから、こういう形でもって言うておこうという範囲なのではないでしょうか。それとも、もっともっと深い意味を持って、そのいわば一番突端の話を

しているのでしょうか。もう一度ご答弁いただきたい。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきたいと思います。

今回の執行方針において、初めての言葉でございます、D X。これは今日の自治体、ご承知のとおり少子高齢化を迎えて、職員を採用するに当たっても満度に採用されない。そういう時代を迎えているわけであります。

それともう一つは、やはり何と言ったって、例のコロナウイルスなのです。コロナウイルスによって、感染症によって、生活が大きく変わりました。もう今まで認識しておりましたテレワーク、オンライン会議なんか、はっきり言うと、我々も知らなかった。ところが、やらざるを得なくなった。もう新しい時代が来ていると言っても過言でないのではなかろうかと思います。

そこで、トランスフォームです。これは、一変させるということであります。これもぜひ、行政の中で取り上げていかなければならないというように私は考えたわけであります。

特に、この問題はもう2年前からあったわけです。総務省では、自治体D X推進計画というものを既に発表いたしております。各自治体、それに向かって、いろいろとD Xを推進をいたしているところでございます。

どうか、そういう意味におきましても、立ち後れたら駄目だと。やはり今の時代に合った行政というものも、町民サービスにとっては重要な課題であるという認識を持ちまして、今回述べさせていただいたところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 新しい時代に向けて、機構だけではなくて、全てのものを見直して変革していかなければならないのだという意味だと思うのです。その点は、私も全く、なるほどなというふうに思います。

その変革のときに、一番障壁になるものは、何だというふうにお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私といたしまして、このようにD Xを推進すべきであるということですが、しかしながら、そこで働く、町職員等が理解しているのかどうか、まず、そういう初歩から始めなければならない課題だろうと思っているわけであります。

ですから、今回のD Xにつきましても、隣の町でやっているからそのとおりやれとか、いうものではありません。やはり時間がかかると思います。今スタートするに当たって、D Xというのはどういうものだと。また、これからの行政にとっても、こういうことであるという理解をやはりそれぞれの課において、求めなければならない。

今のところ各課において、やはりいろいろなものが進んできています。先ほどから議

論されているとおりに。これをやはり行政として、総まとめにした中で理解していかなければならないと。やはりいかに行政サービスにつなげていくかという。そういう時代であるということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。

それをお願いなのですが、私はこういう、いわば変容というような言葉を使うぐらいの改革、これが出てくるときに一番の壁になるのはセクト主義だと思っているのですよ。自分は何課、何係だから、その範囲だけやっていけばいいのだと。だからというのではもちろんないのだけれども、やはりこういうデジタル化だとかがどんどん進んでくると、今まで隣でやっていることが見えないような状況の中であつたものの壁がどんどん、そういう機械的には取り払われていくわけですよ。全部が見えるようになる。それに乗ったような意識を持たなかったら、何ぼ最新の機械を入れても、要するにはじくものを意識の中ではじいていくわけですから、お互いが、では駄目だと思います。

それで、またかと言わないで聞いていただきたいのだけれども、この話をしながらふと思いついたのは、先日、私、申し上げた、教育委員会が環境問題に関する展示を行ったときに、使用を許可した総務課のほうの答弁を聞いてて、それを強く感じたのだけれども、あのとき一番欠けてたのは何だろうということなのですね。そうすると、それは厚岸町が環境問題ということに対して、どういう構えと理念を持っているのかということとをきちんと認識していたならば、教育委員会が環境問題で展示をやるときに、その場所を管理している総務課は、それにどう協力ができるかという観点からの施行方法になると思うのです。

ところが、少なくとも答弁からほの見えてくるのは、あそこを管理しているものとしては、備品を壊されては困るとか、あるいは、そのこのところがいつものとおりに使えないと、また来る町民から文句が出ては大変だとか、そういうような式の話に意識が行ってしまっていたのではないかというふうに思うのですよ。決して非難しているわけではないのですよ。一つの例で言っているだけですから勘弁してくださいね。

だから、問題は、一つのことに對して、町全体、各課、各係がみんな同じ共通認識を持って、一体として動けるような体制をつくっていく。それが、ここでいう組織や文化や風土をも改変して、新しい組織に生まれ変わっていく。そういうためのものなのだという、デジタルトランスフォーメーションということになるのではないかというふうに思ったわけです。

それでぜひ、町長、このDXを推進するのだというふうにおっしゃっている以上、そこまで職員の意識そのものまで踏み込んだ変容改革をぜひ進めていただきたいと思います。これはお願いなのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

全くそのとおりなのです。私からも、先ほど答弁をいたしたとおりでございまして、時間がかかると思います。隣の町で進めたから厚岸もやるべきだ、遅いぞというものでもないと思います。それぞれの行政でやれる範囲もあるわけでありますので、ひとつその点、今ご指摘のとおりでございしますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

それと、ちょっとロビーの活用の方法、利用の方法なのですが、実は後ほど質問があったということで、またいろいろとお聞きしましたところ、十分に教育委員会と総務課が話し合った結果、ああいうことになって反省をいたしているところでございます。そういうことでもありますので、これからある程度余裕を持った施設とか、いろいろと対応できるような姿で催しなどは進めるように、ロビーの使い方等もですね、いろいろと考えていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 4目情報化推進費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5目交通安全防犯費。

2番。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、犯罪被害者等支援法というのがございますね。それに基づいた支援条例というものは、町政執行方針を見ると、創設に向けた協議を進めていきたいというような書き方をしているのですが、これは令和3年、令和5年と議会で議論になっていて、そしてそのときに早急にこれはやらなければならない問題ですというような話を2回続けて言っているのですよ。

今年は、令和6年ですか。今年になって初めて、こういうような形で町長は町政執行方針を言わなければならないということは、進んでないのですか。この1年間の話をお聞かせいただきたい。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、委員おっしゃいました、令和3年3月の予算特別委員会において、この問題について、いろいろとご指摘をいただいたところでございます。幾度となく、議会の場で要望等を承ったところでございますが、当課としましては、昨年、条例案、それから規則等、案をつくったところでございます。しかしながら、整理していく中で、その被害者の受ける犯罪等でございますが、一つは事件のことで当課としては検討してつくったわけでございますが、斜里の観光船やバスの被害等に対しましても、それらを含めた制度としたいと思っているところでございまして、そのところも整理をさせていただいたところでございます。

それと併せて、被害者に対する、その被害者の、案では町内限定ということでござい

ますが、それを町外から来た方に対しても、町内で被害に遭われたときの被害に対するそういった支援も拡充すべきというところの整理もさせていただいたところです。

また、見舞金等も、全国では30万円、10万円ということでございますが、直近でいきますと、国ではその被害者に対しては320万円から1,000万円ということで、増額したところも踏まえまして、町といたしましてはその部分についても、全国的には、道内的には30万円、10万円ということでございますが、それを増額することで今考えているところでございます。

また、居住に関するところの問題も、町営住宅に入居する方法等も考えてはいたのですが、その部分につきましてもほかの市町村を参考としたところ、そういった助成をしているところもありましたので、それも含めた形。それと、あと学校でのそういった生徒に対しても支援、相談窓口ができるような体制をとということで、現在、条例案、規則等、案を策定したところでありまして、それを今度、令和6年度におきまして、関係機関、それから庁内でいきますと建設課、それから保健福祉課、それから教育委員会等と協議を進めてまいりまして、令和6年度中には制度の構築ということを目指してまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 作業は進めているのだけれども、やっている途中で、次から次といろいろな問題が群雲のように沸き起こってきて、あれもこれもといっているうちに、時間ばかりたってしまいましたということですね。

今、めどとしては、令和6年度中にといい言い方なのですが、6年度のいつ頃になるのですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

令和6年度中、いつ頃かということでございますが、早ければ、自分の考えとしては12月定例会、それから来年の3月、もしくは、もしかしたら4月1日施行ということも考えられるのかなというところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 分かりました。

どっちにしても、100のものが100%どこにも傷がないものをつくろうと思ったら、これは随分と大変だと思う。その間にこれがあれば、多少なりとも傷の痛みが和らぐであろうと思った人が置去りにされていくおそれがある。こういうものは時間との勝負という部分もありますから、ですかなるべく早く、そういうものをつくり上げるようにぜひお願いしたい。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今、条例案、規則等の案をつくっておりますので、速やかに関係機関、それから関係課と取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

7 番。

●南谷委員 77ページです。ここで、030、防犯、ここでお尋ねをさせていただきます。

非常に金額は小さいのですけれども、消耗品費 6 万5,000円。提案理由ですね、説明あるのですけれども、ドライブレコーダーを活用した見守り活動に要する防犯用車両ステッカー購入費用 6 万5,000円、新規計上ですとこうなっているのです。

これ読んでいるのですけれども、僕、よく理解ができないのですよ。ドライブレコーダーを活用した見守り活動に要する防犯用ステッカー、防犯用ステッカーを作るということは分かるのだけれども、ドライブレコーダーを活用したというのと、この文、意味がよく分かりにくいのですよね。はっきり、もうちょっと簡潔に説明をしていただきたいなと思います。

6 万5,000円なののですけれども、どんなステッカーを作って、枚数、どのようなものを作るのか、その内容について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、ドライブレコーダーを活用した町の見守り活動ということでございます。これにつきましては、町の公用車、それから町が協力を依頼する事業者等の車両に、動くドライブレコーダー搭載車に「まちの安全見守り中」というようなステッカーを貼って、犯罪抑止を向上させるという内容でございます。

この 6 万5,000円という予算計上でございますが、防犯ステッカー300枚、普通自動車用のステッカー100枚、それから大型の車両200枚で予算を計上しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 解釈が違ったら、今、既にドライブレコーダーは設置してあるよと。そういう防犯協会とか、その人たちに、搭載車ですよということを書いてあるステッカーを配布すると、貼ってもらうと。そのことで町民に対してというか、対向車なり、住民に対しても抑止にすると、こういうことだと思うのですが。

そのステッカーを見て、ドライブレコーダーを搭載して見守りしていますよということ町民に知らしめる、そのためのステッカーだという理解でよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 答えさせていただきます。
委員をおっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 5目交通安全防犯費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。
6目行政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7目文書広報費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8目財政管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10目企画費。
8番。

すみません、ページ数と目のほうを言ってからお願いします。

●石澤委員 分かりました。

地域おこし協力隊のところでお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

今回、国のほうで特別交付金措置の拡充で、隊員1人当たり280万円から320万円に、それから専門性の高いスキルを持つ人や豊富な社会経験を積んだ人の弾力的運用で50万円から100万円という予算措置がされたのですが、厚岸の今回の地域おこし協力隊、1名と言っていました、そういうような、どういう形の人を募集するのか。それと、国の予算措置も利用した上でやるということなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この地域おこし協力隊につきましては、国のほうも力を入れて、やはり人口減少が進む過疎地域に、首都圏からいろいろな過疎地のほうで活動するというところで、議員をおっしゃるとおり、特別交付税の拡充になったということでございます。

今回のこの1名に関しましては、昨年から引き続きでございますが、介護人材の確保に要する目指す隊員ということで、要は、町内でも事業所にケアマネージャー、これが不足しております。そういった中では、この地域おこし協力隊を活用して、ケアマネージャーの募集1名、こちらを今回、令和6年も引き続き、地域おこし協力隊の隊員で活用したいということで、今回予算計上をさせていただいているというような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 8番。

●石澤委員 そうか、介護人材、ということなのですけども、1名というと、せっかくいろいろな意味で、地域おこし協力隊の財政措置されているので、介護人材だけでなく、いろいろな形で募集するということは、今のところは考えていなのでしょうか。どうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

全国各地で、この地域おこし協力隊を活用しております。そういった事例をちょっと私たちも見まして、予算のとき各課にヒアリングの際にはいろいろとこの地域おこし協力隊が活用できないかというようなお話は、それぞれの課でさせていただきました。

ただ、現在は思っているところはあっても、実際に地域おこし協力隊を活用したいという課はなかったのですけれども、引き続きやはりこういった制度があるということで、今の人手不足、これが解消できるのであれば、これも地域おこし協力隊という一つの手段だと思いますので、これは引き続きそれぞれ担当課とお話をしてきながら、何とかこの地域おこし協力隊を活用していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

企画費、他にございませんか。

2番。

●室崎委員 ここで補正のときにお聞きした地域おこし協力隊がらみで、アクセシアザミに関してお聞きしたいのですが。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長）　お答えさせていただきます。

アザミの関係でございます。今おっしゃいました、地域おこし協力隊の投稿というものでございますが、私が知り得ている範囲では、2019年7月12日にあやめヶ原の様子とともに、アッケシアザミについて投稿されている事実がございます。（発言する者あり）

失礼しました。標準和名について、どのように登録しているかということでございます。私どもで調べた範囲では文献にもよるのですが、アッケシアザミ、それと私が先般申し上げました、シコタンアザミということで書かれているものがございます。

それで、まず標準和名についてちょっと触れたいと思いますが、学術名はご存じのようにラテン語で書かれているものでございます。それで、標準話名というものは、入門者や一般向けに学名同様に使える日本語の名前があったほうが便利であるということで、そのような目的で、学会やその周辺で監修的に用いられているものが標準和名ということになっているところでございます。

それで、次に町史のほうでは、自然統計編には載っていないということのご指摘があったかと思います。それで、私ども改めまして町史のほうを確認しましたら、通史編のほうに、実はこのアッケシアザミについては記載がございます。それで、今ご指摘のほうには載っていないのですが、ちょっと違う部分に掲載されていることが確認できております。

それでは、いつ標準和名に登録されたのかということでございますが、ちょっといろいろ調べていくうちに、もともとはシコタンアザミというものが先に発見されているということが一つ。それと、それよりも後に、これはちょっと西暦で言いますと2008年にアッケシアザミというものを国立科学博物館の方が発表されたという史実がございます。

ただ、2015年、さらに、先ほどのアッケシアザミと発表した7年後において、また別な研究者の方が「これは、アッケシアザミというものは、実はシコタンアザミと同じではないか」というようなことを言われておりまして、現在、私どももちょっとこの間調べ切れはしなかったのですが順番からしますと、現在のホームページ上等ではアッケシアザミ（シコタンアザミ）という部分と、関連する博物館に問い合わせをうちの職員にいただいたのですが、今は、逆にシコタンアザミ（アッケシアザミ）というような、違いの関係については、どうやら時期によって記載が違っているようでございます。名のあるところのページであっても、アッケシアザミ（シコタンアザミ）、とはいえ、学会の中の専門的な研究されている方に伺いますと、近年は逆に、シコタンアザミではないかというようなお話を聞いているところでございます。

それと、このアッケシという先ほどシコタンアザミ、アッケシアザミといろいろありますが、厚岸に関連する名前のついた植物というものは確かにまだございます。名前にかかわらず希少な植物については、先般のスゲの話のときも同じでございます。

あのときから海事記念館においては、博物館としての機能の一つとして、ご質問者が先日おっしゃられたアッケシソウ云々等は別として、やはりこの希少な動植物というのは、文化財に値するものだという基本にのって、現在、海事記念館の中に展示できる

ような、スゲの部分は今調べてある程度揃ったのですが、今回のご質問を契機に
というわけではないのですが、このアッケシアザミについても、またほかのアッケシに
ある、もしくは名前にゆかりがあるものについては、今後表示できるような形で準備を
させていただきまして、一方では、情報館の行政資料というか、そんな分厚いものには
ならないと思います。バインダーにちょっとつづるような形になるかもしれませんが、
希少な植物、こういうものがありますよという形で、両館において、これらを町民の皆
さん、また厚岸町を訪れる皆さんにご紹介したいなというふうに考えているところでご
ざいます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 ここはアッケシアザミだけにして、今のような話は、海事記念館のところで
やろうと思っていたら、丁寧にお答えいただいて、もう私、聞くことなくなってしまう
ました。どうか、そのように進めていただきたい。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 準備を進めまして、皆さんに紹介できるように着実に
進めてまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。
他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、90ページ、11目財産管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項徴税費、1 目賦課納税費。
（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項 1 目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6項1目監査委員費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、104ページ、3款民生費に入ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。108ページまで進みます。
2番。

●室崎委員 先般の補正予算のときに、町長の執行方針にも出ているのですが、分野、属性を問わない総合的に連携して行う支援、分野や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の構築ということをやりたい上げています。それで、それについて詳しい説明を補正のときにいただきました。

要するに、ともすると、老人福祉関係のところに来ると老人福祉関係のことしか見えないし、障害福祉のところに来ると障害福祉のことしか見えないしと。しかし、実際の問題というのは、そのほかに貧困だとか家庭内不和とか、いろいろな問題が全部絡み合っているのだと。それを一体として受け止めて、そして支援をしていく、そういう体制が必要なんだと。簡単に言ってしまうと、そういうことですよね。それを構築していくんだということで、これは本当にそうだなと、私は感激しながら聞いていたのですよ。

もう一つあるのは、今度は窓口だ。窓口が、こっちの窓口行ってしまうとそこに偏ってしまうのではなくて、どこで受け取っても、中のほうが一体化しているから、そこをきっかけにして全体の問題に対処するようにできるのですよというお話でした。これも間違いないですね。

そのようになればなるほど、もう一つ大事なのは、結局、役場に座っては見えない問題のあるところ、そこを、来てくれればいいです、相談に。そうすれば、それに対処できます。そうではなくて、相談に来ないで困っている人というのが、万が一いたときに、それを発掘してという言い方はちょっと不適當かもしれないけれども、要するに見つけ出して、そして窓口に持ってくる、その役ですね。

介護保険でも何でも申請主義なものですから、どうしても申請のないという漏れが出てくる可能性があるというのは、介護保険なんかの議論をするとき、必ず言われることですよね。その部分を補完するもの、それをどのように考えているか。

これについて、ここまで来てさえくればというところをつくり上げていくのであれ

ば、困っているそののところにどうやって、こっちから手を差し伸べていくかという部分だと思うのですが、その辺りはいかに考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

窓口に来ていただいた場合については、先ほどおっしゃっていただいたとおり、来る方はどこの窓口ということにかかわらず、一つの窓口に行ったときに受けた者がいろいろな話を聞いた中で、その後、他の分野に関わる者であれば、そこにつなげていくというような体制を考えているところ。

もう一つは、相談窓口に来た場合、それから形態としては、例えば電話相談があった場合、それから本人ではなく情報提供があった場合ということも想定されます。そのときには、電話であれば、いきなり電話をかけるというわけにはなかなか実はいきません。現在の特殊詐欺の問題等もありまして、ただただ電話をかけて確認ということでは、目的がはっきりしないと接触ができないということはあります。そういった場合には、訪問をして、状況の確認を行う。それは、電話相談があれば、電話に応じて自宅に行く、もしくは来ていただくということが可能ですし、情報提供があった場合におきましては、現在でも、例えば虐待ですとか、そういった場合には、個人情報の問題関係なく、内部で強制的に事実確認を行わなければいけないというような実態もありますので、そういったことの対応もしている中では、もうちょっと柔軟に訪問をして、確認を取ることができないかというようなことが課題になるのかなと思っていますが、手法としては、訪問することが可能であるということを考えております。

もう一つは、それ以外の方で潜在的にある部分につきましては、一つは、高齢者につきましては、実態把握のアンケートを全世帯に対して行った中で、返答のないところは、最終的には訪問をして確認をすとかというようなことで、高齢者の部分は確認できていたりします。包括のほうで訪問はしたりとかいうことがあります。

問題は、それ以外の方々の確認をどうやってしていくかということでは、手法的にはまだ思いついていない。なかなか手法がないような実態ではあります。そういったところは、例えば関係者、それから民生委員等、いろいろな情報を駆使した中で、情報が一つであれば、確認を取っていけるようなことはしていきたいなというふうに思っています。

例えばですが、生活保護世帯、生活保護の情報自体は、実は他係には、あまり受給していることはお話できない部分がありますが、当課の中におきましては、生活保護担当部署の中で、例えば子どもがいる、高齢者がいる、過去認定を受けたというようなことをうちうちで確認することができたりですとか、もう一つ、大きな機関としては、社会福祉協議会でも、同じように総合相談的なことで、何の問題ということではなく相談を受ける手段がありますので、そことも連携して対応しなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 今すぐ、これがこうだから、こういうものをこうせいというような式の話ではありません。

ただ、概括的に申し上げると今の答弁を聞いていても、結局こういうものがあるよ、ああいうものがあるよと、それで何とかカバーしようと思っているのだという式の話なのだけれども、話しているうちに、だんだん声が小さくなっていくといつかね、弱いということは、やはり担当者が一番認識しているのではないか。

行政のやることというのは大体そうなのですけども、申請主義なのですよ。こっちがおせっかいをやいて、そしてあなたはこうなんだから、こういうふうにしなさいということはなかなかできない。だけれども、福祉というのはある意味でおせっかいなのですよね。放っておいてくれ、ああそうですか、じゃあ放っておきますよと言えないのですよ。

そのところを補完するために、厚岸町にというのではなくて、いろいろな町にいろいろな制度があるようですから、そういうようなものを参考にして、今厚岸町の一番弱いところ、私はこれは窓口の外側にあると思っているのですけれどもね。それをどうやって少しでも体制強化するか。それについては、ぜひ検討をしていただきたい。そういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

そうですね、他の地域におきまして、一ついろいろな面で参考になるなと思いますのは、あらゆる分野といいますか、ところにネットワークが張られているような仕組みですとか、それから、地域に出向いて把握ができていような事業ですとか、そういったことをいろいろ参考にさせていただきながら、体制の構築に進めたいというふうに考えております。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目社会福祉総務費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目心身障害者福祉費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 116ページまで進みます。

3 目心身障害者特別対策費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目老人福祉費。
2 番。

- 室崎委員 ここで、何点かお聞きしたいので、一つ一つ申し上げるので、よろしく願いいたします。

まず第一に、これは介護の場面で出てきたというか、マスコミなんかにも随分と言われまして、それで魔法の介護と言いましたかね、何かそのような言い方をマスコミがつけたという、ユマニチュードというシステムがあるのですね。これ厚岸町も取り入れようということになったのですよね。これ行って研修受けるのかな。何かそういうのだったと思いますが、やろうとしたときにコロナが始まってしまって、本部のほうの事業ができなくなってしまっている。そこで途絶してきているのですが、これもそろそろ旧に復帰して、いろいろなものが動き出しているのですけれども、ユマニチュードに関してはどういうふうになっているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ユマニチュードの町での取組に向けたお話ですが、前回、お話しさせていただいた中で、コロナ禍でユマニチュードの研修等がコロナで中止になって行われなかった部分があったということで、今回、改めて2月にオンラインでの研修がありまして、職員が受講しております。

この部分では、まだ導入部分という考え方はありますが、基礎研修の1、2、3までのうち、前回1を受けて、今回、基礎研修の2というような形での受講内容というふうな内容でございます。

この部分については、包括支援センターで実施しております医療、それから福祉関係者が集まる研修会、定期的に関いているのですが、その中で研修内容の周知を行って、まずは皆さんにこの内容を知らしめていくというところと、それともう一つは心和園、それから、できれば老人保健施設なんかの施設、それからグループホームなんかの部分では、今後取り入れていただきたいなという考えで、まずは関係者にその話を進めているというような状況でございます。

- 委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 申し訳ないのだけれども、答弁の口調が早過ぎて、よく聞き取れないのですよ。老人福祉費のところでもありますので、老人に少し優しくやっていただきたいのですが。

それで今聞いていて、心和園のその任に当たっている人たちというのは聞こえたのですが、町立病院だとか、そういうところの関係者もその伝達講習会みたいなものには入

っているのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 研修会の中にはメンバーとして、医療職の町立病院の職員も参加するということで、入っていただいている状況になっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

これは、厚岸のという意味ではないですから、そのところは誤解しないで聞いてほしいのだけれども、コロナになって、面会ができなくなった。それで入院している、そうすると看護師は忙しいから、看護師はそんなに相手もしてくれない。ただぼんと寝かされているということで、一気に認知症が進む。入院していたがために具合が悪くなったというような式の話が随分出ましたよね。

そういうときに、こういうような知識と意識を医療従事者が持ってくれば、少しは状況は違ったのかなというようなことも実際にあっちこちで言われました。ですから、そういうことも含めて、介護関係者だけではなくて、医療関係者にとっても非常に大事なことだというふうに思いますし、これからは、いわゆる医療の対象になる病気のほかに、認知症を持った患者というのはどんどん増えてくるのではないかというふうにも思われますよね。そういう意味でも、どうかひとつよろしくお願ひしたい、そういうふうに思います。

それで、次に参りますが、町政執行方針の中にも出てくるのですが、「生活支援コーディネーターを中心とした地域の支え合い体制」という言葉が出てまいります、この生活支援コーディネーターというものについて、どういうもので、どういう役割をするのか、これについてご説明をいただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

生活支援体制整備事業の中におきまして、生活支援コーディネーターという人材の費用を補助対象として、当町で補助を受けて、社会福祉協議会に委託をし、実施をしている事業となります。

生活支援コーディネーターの活動につきましては、各地域における、例えば老人クラブ、それからサロン、それから小さな集まり、そういったものを発掘して行って、状況の、どういった取組を行っているのか、どういった活動をしているのかというようなことを把握していきながら、新たな集まりですとか、地域でのコミュニティづくりに資していくと、新たなものをつくる、もしくはつくる支援を行っていくというのが一定の目標として活動を行うというような事業となっております。

これまで数年行ってきた中では、社会福祉協議会の広報の中で、その活動の一部を紹

介して、こういったサークル、こういった集まりがありますというような紹介をさせていただいたり、そういった活動を現在行っている中で、ただ、コロナ禍もあったことで、なかなか各会合には参加できなかったりという部分もありますが、今後また、できるだけ地域の集まりに出向いて、場合によってはコミュニケーションをつくるような遊びを提供したりですとか、交流を図るような講師役として、そういった地域での交流を促したりとか、そういったことも行いながら、地域に出向いて把握をして、さらには、目標としては、そういったコミュニティを各地域につくっていくというような活動内容となっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 ちょっと聞き取れないところがあったので、重複するかもしれないけれども勘弁してください。

このコーディネーターなる者の、この人の身分というのは、そうすると社協の職員ということですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 委託していて、実際動いている職員というのは、社協の職員になります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 いろいろな地域コミュニティづくりだとか、そういうことを含めて行っていくと。何人ぐらい配置しているのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 配置人員につきましては、1 名となっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 これだけの大きな仕事を 1 名でもって、全町をやるというのは大変ですね。分かりました。

それで今のを聞いていると、地域の集会だとか、そういうところにも出ていくよというようなお話もあったのですね。例えば、自治会なんかが、お年寄りたちのお茶会なんかをやっていたとする。そういうところも、声かけると出てきてくれるというようなものなのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今のお話のとおりですね、そういった場面に呼んでいただければ、行って、その中で交流するのに、例えば歌を歌うとか、運動をするとか、そういったことも多少幾つかの技術を持っていたりもしますので、対応できるというような状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。

次に行きますが、認知症サポーターというのがございますね。たしか、この制度、講師役の人がいて、そしてそのお話を聞く、2 段構造になっていたと思うのですよね。そして講師役の人は、札幌だか東京だかまで出て行って、研修を受けて帰ってきて、そこで十分な知識と意識を持って、今度は一般の人に自分の受けた話を教えるという、たしか 2 段構造になっていたと思うのですが、その最後の段階で、たしかお話を聞いたというしるしに、プラスチックの腕輪か何かを前にはいただいたような、議員もみんな、そういう話を聞いたことがあったと思うのです。

これもコロナでなかなかうまくいかなくて、途絶してた部分があるかと思うのですが、これもまた、どんどんやりますよという意味のことを町長の町政執行方針で言っているのですが、この内容、経緯、これ説明してください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 認証サポーターのお話です。

認証サポーターにつきましては、全国で養成を行うという運動、全国100万人養成ということで始めた中で、厚岸町は少し遅れて実施をしていた中で、当初、人口の1割ほどの養成を目指すということで事業を始めた経過でございます。

現在、講師を行うキャラバンメイト、養成を行うことができる講師役になる人材の養成ですね。これが現在12名おります。現在、サポーター自体は1,200人ほどということとなっておりますが、重複した部分につきましてはカウントしないで、実人数で1,200人ほどというふうに考えております。

ただ、この内容につきましては、例えば5年前に受けて、そのままというわけにはいきませんので、できる限り繰り返した講習等も行えるような形で実施していくように考えていたところ、さらには、小学生版というのがありますので、小学校においても、小学校高学年になりますが、どんどん入って養成をしていくというふうに進めていたところでございます。

お話のとおり、コロナ禍におきましては、集まることがなかなかできなかったということで、ここ数年停滞していた中では、令和5年から、改めて令和6年にかけても、以前どおりの活動にはしていきたいというふうに考えているところです。

これにつきましては、実は事業自体につきましては、介護保険のほうの、地域支援のほうの事業となりますが、今年度、キャラバンの養成、研修会が行われるか、行われた

としても全道で1か所しか行われたいというふうな実態もありまして、今年度、まずは1名の予算を計上しているところになっておりますので、これも引き続き、コロナ禍が落ち着いてきたということで、改めて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

それからもう一つお聞きしますが、老人福祉施設の第三者評価というのが、これは委託料が123ページに書かれていますけれども、これも、たしかコロナで、ちょっと一時途絶するようなことになったのではなかったかと思うのですが、この後、予算がついているのですから、今年度ではないか、4月以降ですね、これ行われるのだと思うのですが、この後どういうふうに進めていくのかを含めて、ご説明いただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

老人福祉施設、心和園とデイサービスの外部の評価と言われる第三者評価でございます。これは、指定管理を始めた当初から、入所施設、心和園の入所部分とショートステンの部分とデイサービスの三つの事業に対して行っていきたい。ただ、この第三者評価を受けるに当たりましては、2日間程度、実地の調査等も含めた中で評価が行われるということで、施設におきましても、書類を整備すると大きく負担もかかる部分もありますので、年次ごとに1年ずつずらしながら行いたい。

また、評価を行った後、改めて同じ事業で評価をまた受けて、評価の低い部分を伸ばしていく、改めて確認していくといった作業を行うということで進めてきているところで、令和5年度におきましては、デイサービスで第三者評価の実地調査に入ることができましたので、これは年度末、暫定の結果が今出たところで、最終評価が年度内に出るというふうに考えております。令和6年度におきましては、今度は入所部分につきまして、第三者評価を受けるというふうな予定となっております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 これも、何年間かちょっと切れてしまって、残念だったのですが、この評価というのは、まず個々人の自己評価から始まるのですよね。そしてチームとしての自己評価、それから施設としての全体の自己評価というのがあって、その上で、これ道社協ですか、たしか委託を受けている、そういうことのできるどころが入って評価をします。そうすると、自己評価と他者の評価との照らし合わせができるわけですね。そうすると、自分たちはこれでいいと思ってただけけれども、それではうまくないと言われるようなことも結構あるようですね。

そもそもが、自己評価をきちっと出さなければならぬわけですから、自分の仕事に

対しての、自分で振り返るという、それが非常に効果があるというふうに言われています。それから、なるほどと、外から見ると自分はこれで正しいと思っていたのだけれども、こういう見方もあるのだなと。甚だ不満が残るということもあるようですけれども、そういう効果もあると。

非常にいいし、それから、これを導入するときに、他の施設なんかの視察もしたのですけれども、そこでの話も、これをやるようになってから、その任に当たっている人の自分の仕事に対する、何ていうのですか、やりがいとか意義とか、それを持つことができるようになったと。自分の仕事がこうやって客観的に評価されるのだということも分かるようになったというようなお話を聞いて、これはぜひ入れるべきということで、厚岸町でも始めたわけです。

ですから、非常に効果のあるものなので、決してそこで働いている人をけしからんと言うためにやるわけではないわけですよね。その辺りを含めて、確かに作業がありますので、実際に忙しい仕事をしている人に、それをやらせるということで負担にはなると思うのですけれども、これだけ意義があるのだということをしちっと説明して皆さんで進めるようにどうかお願いしたい。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 実はこの事業、当初始める段階では、やはり受けるに当たって自己評価、それから施設全体の評価をまず先に出さなければいけない。この項目がかなりありまして、これに取り組む職員のほうでは、仕事をやっている中でその取組というのがなかなか、みんな賛成して行えたという状況では実はありませんでした。

現在、何回か行っている中では、やはり全員が各項目で目指すべきものが見えてくるという点で、今お話のとおり、各職員全員がここに向かっていけるというふうな意識は現在施設の職員の運営の中では見られる部分だなというような評価もしているところです。今後も継続して、さらに高い評価をいただけるように目指していくということで、進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 4 目老人福祉費。

124ページまで、他にございませんか。

7 番。

●南谷委員 123ページです。190、老人福祉施設建設基本構想策定1,457万8,000円、ここでお尋ねをいたします。

心和園の建設構想、財源を一般、国から1,196万9,000円。防衛のほうからこの分、国からの分、丸っきり100%、通常であれば90%くらいなのですけれども、100%ここに入っているのかなというふうに、見てびっくりしたのですけれども。

ここでお聞きしたいのは、構想段階でありますから、まだどうなるのか、どういうものがどうかということも含めて調査をするという理解に立っております。それで、今回計上されている普通旅費72万8,000円、どこに調査に行くのでしょうか。どういう目的

を持って、どういうものを見たいということで、どういう調査をされるのか。この関係について、まず説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

この事業につきましては、現在、心和園、一般質問でもいただきましたが、根本的に安全な安心な施設というところでは、まずは、津波避難区域ではない地域、場所への移設も想定した中で、老朽化もある中で、建替えを考えている前提で計画を進めているところでございます。

今回、予算計上をさせていただいている部分では、行政業務委託料1,329万9,000円、これの9割が今回は防衛省のまちづくり事業の補助金の対象といふような内容でございます。

旅費のほうにつきましては、過去2年ほどこの事業の取組に対しまして、単に入所施設を建て替えるというだけでは補助金が使えない状況となっております、また、せっかく建替えを行うに当たりましては、どんな施設、それから地域に資するようなもの、それと防災としての対策としてどういった施設が望ましいのか、そういったことを考えなければいけないということで、基本構想からの着手という形で考えております。

昨年から考えていた部分では、昨年も一つ、地域交流という部分では道内の視察に行ってきたのですが、防災を兼ねる老人福祉施設というのが、道内にはちょっと見当たらない状況となっております。例えばですが、老人福祉施設につきましては、施設そのものが福祉避難所になっている、指定されている部分はあるのですが、割合道内では新しい施設というのはたくさんはないのですが、その中でも防災対策、備蓄品ですとか、それから施設内の間取り等を工夫しながら他の福祉避難者を受け入れる体制ですとか、そういったことを兼ね備える施設がちょっと見当たらないということで、今回、旅費につきましては、東北あたりで、ここ10年、13年たった中で、体制を整えるところが幾つかあるのかなというところで、道外の視察を想定している状況となっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 一般質問もしておりますので、あまりここでは詳しくは聞かないつもりでいたのですが、町の中で、この構想というものを相当皆さんいろいろ想定されて、場所の選定についても興味を持たれているし、よく聞かれます。ですから、今後検討されていく財源の問題も、将来負担にならないのかなとか、いろいろな興味興味を持ってもらっているなと思っております。

ですから、進めていく上で、きちっと町民に誤解のないように、全てさせということではなくて、取り進めについては慎重に計らっていただきたいと思います。それでも、町の話というのは広がりやすいし、伝わっていくごとにどんどん大きくなっていきます。そういう意味では、取り進める上で、十分慎重にこの取組について判断をして進めていただきたいと思います。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お話のとおり、行政が一方的に、また施設管理者とだけ打ち合わせした中で、自分たちの施設を造るということではなくて、地域において活用される、それからできれば、現在の入所施設につきましては、地域交流というのは、先ほどの第三者評価もあるのですが、評価の一つでもあります。こういったことを取り入れた中で、新たな施設運営というのが必要になるということも考えております。

今回の業務委託の部分に入るのですが、構想に当たりましては、できれば、町民の方が参加できるワークショップ等の手法を取り入れた中で、町民の意見の反映をさせながら、まずは構想を取りまとめていきたいというふうに考えているところでございますので、ただいまお話いただいた部分を念頭に置きながら、進めたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、5 目後期高齢者医療費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目国民年金費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 目自治振興費。

2 番。

●室崎委員 ここで、自治会活動活性化支援という項目がございますね。これは、自治会担当職員を張りつけて、いろいろな自治会活動のお手伝いをしましょうという、あの制度でいいのですかね。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この事業につきましては、自治会が行います、ふるさとづくりの推進を目的とした自治会活動に対しまして、年額10万円を限度として補助金を交付しているという内容でございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 すみません、勘違いしました。

それで、その勘違い前の話に戻るわけですが、町長の執行方針のほうに、地域担当職員制度というのが書かれていますよね。お聞きしたいのは、そっちなのです。ごめんなさい。どっちにしても、自治振興費の関係の問題ですので、ここで。

委員長、よろしいですね。

●委員長（竹田委員） はい。

●室崎委員 自治会がいろいろな行事を行ったり、いろいろなことを行うときに、なかなか担い手が足りなくて、あるいは役員やそういう人たちが、高齢化してくることによって、いわゆるマンパワーが不足してくるということで、それぞれ三十幾つですか自治会がある、そこに担当職員を張りつけておいて、そして何かあったときにはお手伝いしましょうという制度というふうに理解しております。この理解でよろしいのですね。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 それで、いろいろなことでお手伝いいただいて助かっているわけですが、こういうものと、こういうものと、こういうものが対象外ですよというのがありますよね。それ、主なものだけで結構ですが、ちょっと教えてください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

事業の参加についてでございますが、今年度、飲食に伴います懇親会の出席につきましては、現在参加できるという状況になってございます。参加できないということの内容につきましては、葬儀のお手伝いとか、それに対しては手伝いができないという状況でございます。あと、自治会の総会、または花壇の整備などの協力ということではできる状況になってございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。

まだ十分な周知がされていない嫌いがあるのですよ。それで、特に飲食を伴う云々に関しては、一番最初、この制度ができたとき、インパクトが強かったのですよね。これ

は駄目なんだよという。それで、何かそういうふうに思い込んでいる方に結構ぶつかるのですよ。その辺り含めて、せっかくのこういう事業ですから、なるべくいろいろな自治会が利用できるようにしていくことが大事だろうと思うので、どうかひとつその辺りを、これだけ柔らかくなっているのだよということを言ってください。

それともう一つは、これ、1週間前でしたか、10日前でしたか、申し込みをしなければならぬのが。それ、何日でしたか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

以前は7日前までとなってございますが、今現在は、4日前までということで改善しております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 そういうことを含めて、各自治会に、これだけ使いやすくなっているのだから、どうぞ利用してくださいということをぜひ周知していただきたい。それによって、もっと、要するに、お願いするところが増えるのではないかという気がしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

そういった内容につきましては、4月早々にも、自治会のほうに周知を図っていきたいということでございます。

●委員長（竹田委員） 7目自治振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

8目社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目児童措置費。

7 番。

- 南谷委員 児童手当8,240万5,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

従来からある制度でございますが、今まで、子ども全員、ゼロ歳から3歳まで、3歳までということは、3歳の誕生日までかなというふうに、ここの境目についてちょっと確認をさせていただきたい。1人1万5,000円、それから3歳から15歳まで1万円の支給だと思うのですが、この3歳というのは、その分岐点はどこなのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在の児童手当の制度であります。児童手当につきましては、現在、支給対象が中学生までとなっております。手当の額につきましては、3歳未満におきましては、一律1万5,000円。一律ですね、未満につきましては、3歳から小学校終了まで、1子、2子の場合は1万円、3子以降の場合は1万5,000円、中学生の場合は一律1万円。さらには、所得制限がありまして、所得限度額960万円未満とされているという制度となっております。

- 委員長（竹田委員） 7 番。

- 南谷委員 今回、改正になりますよね。改正になって、今のあれですか。今後、改正になる部分について説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今、説明させていただきましたのは、当初予算、現行の制度の内容となっております。現在、まだ法案については検討中ですが、令和6年10月以降、制度が改正されて施行されるというふうにされております。

変わる内容につきましては、中学生までだったものが高校生年代まで、いわゆる18歳の到達後の最初の年度末までが支給対象という形になります。所得制限については撤廃される予定で、手当につきましては、3歳未満では、第1子、第2子については1万5,000円、第3子以降につきましては3万円。それから、3歳以上、高校生年代につきましても、1子、2子におきましては1万円、第3子以降、3万円となる予定であります。

また、もう一つは、第3子のカウントの仕方というのが、現在、高校生までが1子、2子という数え方をしていくというカウントの仕方が、22歳の年度末までが、扶養している親の経済的負担がある場合においては、これを1子、2子のカウントに入れるというふうに制度が変わる予定となっていること。

もう一つですが、現在、支給月が年に3回となっております。2月、6月、10月、各

4 か月分ずつ支給されたものが、10月以降につきましては、2 か月ずつの年6回の支給に変わるという予定となっております。ただ、この部分につきましては、さらに詳細取扱いにつきまして明確なものがまだ出ていないということで、当初予算には反映されておりませんので、早い時期に、補正予算でこの修正をしたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 メモる気したけれども、メモリ切れませんでした。それくらい制度が変わるという認識をしております。

それぞれ対象の皆さん、取得の状態というのは漏れなく町民の皆さん、拒止する方はあれなのですから、事務的に漏れのないようにしっかり進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 当課におきましても、子どもの人数が減っているとはいえ、各カウントの仕方が厳密な取扱いとしては、漏れがないよう、間違いがないように細心の注意をして実施している状況です。また、これが制度が変わるということで、取扱いについても、慎重に、間違いがないように取扱っていきたいというふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2 目児童措置費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3 目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目児童福祉施設費。140ページまで進みます。

（な し）

●委員長（竹田委員） 142ページ、5 目児童館運営費。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、3款民生費を終わります。

146ページ、4款衛生費に入ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

2番。

- 室崎委員 衛生予防費のところで病症媒介動物、これ、エキノコックスを持ったキツネですよね。まず、それは間違いないですね。反応ないのだけれども。進めますよ。いいですね。

これ、何年前かな、道内のこういうことを、エキノコックス対策として駆虫剤をまいて、それによって、エキノコックスは、特殊な円環構造を描いて、卵から幼虫になって、成虫になってというのを繰り返しているわけですが、その宿主の円環構造を断ち切るということで、駆虫剤を使って非常に効果を上げているということが分かりました。厚岸町でもそれをやりましたですね。

ただ、効果がどれだけあるかというので、ほかの町では、キツネのふんを採取して、それによって見ているという話がありましたが、これはなかなか技術的にも難しくて、そこまではちょっと厚岸では難しいのではないかというお話も前に聞きました。

それで、いずれにしても、ほかの地域での、実に劇的な効果を上げていることは分かっているわけですから、これは、厚岸では効果がないと、あるいは少ししか効果がないとは言えないであろうということは推測できると思います。その上でなのですが……。

- 委員長（竹田委員） すみません、話の途中なのですけれども、46分になるので、すぐ終わるかなと思ったのですけれども、長くなりそうなのですいません。

46分に追悼のサイレンが鳴りますので、ここで休憩に入りたいと思います。

午後 2 時45分休憩

午後 3 時30分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

4款1項1目衛生予防費、2番の室崎委員の質問から、すみません、先ほどは端折って大変申し訳ありませんでした。

2番。

- 室崎委員 話がどこまでいったか分からなくなるので、ちょっと最初からやらせてください。

エキノコックスというのは、ちょっと特殊な生き方をする動物でしてね、動物というか、微生物なのでしょうね。それで、野ネズミの体の中に入って、卵がですね。そして、そこでキツネ、あるいは犬、犬科の動物がそれを食べると、そこでもって成虫になって、卵を産むと。その卵は、環境中に放出される。そのときにほかの動物がこれを食べると、その体の中に入ったのは、十分に卵を産むまで大きくはなれないらしいのです。

ね。それで、野ネズミと犬科のキツネと、その両方がいないと一人前になれないというようなサイクルがあるらしいですね。人間だとか、豚だとか、牛もそうかな、そういうようなものの中に入ると、その入られたほうは具合が悪くなるのだけれども、エキノコックス自身は、大人になって卵を産むことまではできないと、そんなようなものだったというふうに記憶しているのです。間違いがあったら訂正してください。

その円環構造を断ち切れれば、エキノコックスの害は、我々人間にも来ないわけですね。卵が環境中に放出されなければいいのですから。それで、ベイトという、ベイトというのは、ひねり団子みたいなものですよね。それをキツネが好むような状態にしておいてやると、キツネがそれを食べる。それは虫下しなのですね。それで、キツネの中で十分に育って卵を放出することまではできなくなるということで、これが非常に、どこの町でしたかな、3割ぐらいのキツネにいたのが、数%になってしまったというような成果を上げているということも聞いております。

それで、厚岸町でもこれを採用して進めているという話も伺っておりまして、さすがというふうに思っているのですが、お願いはこの人のいる地域、そこにキツネも住んでいますよね。それらのキツネがエキノコックスの卵を環境中にまくようなことをしないでくれればありがたいわけですね。ですから、厚岸中、山の中から何から全部ベイトをまくというよりも、人のいるところ、そういうところのキツネが食べるようなふうに駆虫剤の散布ができないかと思うのですが、この辺りはどのように考えて、これからどういうふうに進めようとしているのか。専門家である担当者のほうがずっと詳しいと思うので、私の下手くそな解決はやめますけれども、こういうことだからこういうふうにしたいのだという、それを教えていただきたい。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） エキノコックスの寄生のサイクルというのは、委員おっしゃるとおりでございます。ベイトの部分につきましては、先駆的にやっているニセコ町を参考に、平成4年8月から厚岸町もやっているところでございます。

それで、現在、尾幌と大別、約12キロの距離にベイト120個ほど散布しております。なかなかふんが見つからないということで、前回お話ししているとおりで。検体も各市町村5体という保健所のところでベイトをやっているということで、特別に倍に増やしていただいて、来年度からその調査もするという事になっております。

さらにベイトの地区も、やはり山間部にはかなりキツネが多いということで、尾幌と大別以外、若松にもさらに拡張してやろうというふうにして思っているところでございます。

あと、市街地につきましては、大体市街地中心に、キツネの捕獲おりというのを設置しておりますので、これについても大体30から40、年間くらいやっております。これにベイト、駆虫薬を混ぜて、かなりキツネの場合はかかります。犬はなかなかかからないのですが、キツネの場合はかなりかかる率が高いので、そういうのも含めて挑戦してみても、かなり効果がニセコ町では大幅に感染率が下がったという結果も出ておりますので、この辺をまねるといえるのか、やはりいいものはどんどん率先してやっていこうという

ことで、やっていきたいなというところでございます。

- 委員長（竹田委員） 1 目衛生予防費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。
2 目健康推進費。
8 番。

- 石澤委員 出産・子育て応援のところなのですが、地域子育て情報発信システムというのがあるのですが、これはどんな内容のものなのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

151ページ、出産・子育て応援のうち、賃借料として地域子育て情報発信システム使用料26万4,000円の計上であります。

妊娠・出産されるお母さん、特にお母さん、お父さんでも大丈夫なのですけれども、アプリを入れていただいて、そのアプリで、うちでいうと子育て講座ですとか産後ケアですとか、そういった事業の紹介、それから事業の日時の紹介というのを行えるシステムになっております。

- 委員長（竹田委員） 8 番。

- 石澤委員 それはそうしたら、保健福祉課とお母さんとの間だけの関係というふうに思っているのですか。それ以上のつながりは、外部からというつながりはなくて、厚岸町自体だけのつながりのアプリというふうに考えていいのですか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 対象になるお母さん、お父さんを対象にしたアプリということで、それ以外の方、一般的な方、登録できないわけではないのですけれども、特に紹介していない。その対象者の方に発信するアプリというふうに利用しています。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
他に、ございませんか。
4 番。

- 金子委員 157ページの160の精神障害者社会復帰支援についてですが、助成している内

容は、多分、施設に通う交通費ということだと認識しているのですが、精神障害者の社会復帰の支援をしている施設というのは、町内にはないと、自分の知る限りでは思うのですが、大体どの辺りの、どのような施設で、どのような感じの社会復帰の支援をしてきて、町内ではこの制度を何人ぐらい利用しているのか、教えていただきたいと思いますが。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

この事業を実質的に、釧路の就労支援事業所に通う交通費ということで、釧路までの部分でいきますと、町内にはA型がないということで、まずはA型の施設に通う方、それからB型でも、必ずしも町内でなければいけないというわけではありませんで、そういう方が通う。ただし、日中通うので、行って帰ってこなければいけないということで、その交通費に係る費用ということで、現在、令和6年度当初では一応3人を見込んでいます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2番。

●室崎委員 健康推進費でお聞きしますが、何点かありますので。

まず一番最初に、前に一般質問で行いました、香害に関する問題なのですが、町長は非常に積極的な答弁をしてくださいました。どちらかというと、「この問題に真剣に取り組んでおらなかったということも事実である」というふうにおっしゃってくださいます、「深刻な課題として取り上げてまいりたい」ということをおっしゃっていますが、今回の町政執行方針をざっと目を通しましたが、香害については触れていないのですね。教育長の教育行政執行方針の中でも、その言葉は出てこない。

そこでまず、町長部局のほうでお聞かせいただきたいのですが、書いてないからやらないということではないと思うので、今年というか、4月以降、この1年間に香害に関する施策はどういうものを予定しているのか。これをお聞かせいただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

12月の一般質問後ですが、まず香害のことについての厚岸町での町民に対するお知らせ、周知が不足していたということで、ポスターの掲示、それから広報1月号で該当する内容の周知、お知らせをしたという状況となっております。

令和6年度につきましては、一つは、この周知活動を継続していくということで、継続して広報への掲載、それからポスターの掲示を行うということと、あとは、教育委員会と協力した中で、特に子ども等に関する部分で、適正なといいますか、いろいろ情報がある中で、必要な情報についてお知らせをしていきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 何回か、この件に関して議会で議論になりまして、その都度、同じ答弁が出てきて、私も暗記してしまったのですよね、この物覚えの悪い男がね。

それは、「あらゆる機会を通じて、的確な情報を収集し、町民の皆様にお知らせしてまいります」、必ず言うのですよ。今言葉が変わっただけで、言っている内容はそれと変わりませんね。3年も5年も前から同じことを言っている。聞きたんびに同じことを言っている。それ以上一步踏み出せないのですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 具体的な周知活動としましては、現在、乳幼児の健診の際に、今ですと4カ月児、7カ月児の赤ちゃん相談というのを実施しておりまして、この中で4カ月児におきましては、環境林務課から石けんをいただきまして、石けんを配って、石けんの購入に関するお知らせ等を行っております。その際に、この香害の部分では、個々子どもの状況、体質等にもよるかもしれませんが、あらゆるアレルギーの原因になるものを、まずは親がそのことを認識して、避けていく、それから気をつける、そういった観点が必要かと思っておりますので、そういったときに、うちでいきますと、保健師が必ず関わっていける時期の事業ですので、そういったことで具体的にお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、当初予算に載せておりませんが、年度内に大きな周知活動ができればなというふうに考えておりますが、具体的に予算計上等の実施は、まだ当初予算ではしていないという状況となっております。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 大きな広報活動というので、それは期待しております。

それから、今おっしゃったように、小さなお子さんを持っていらっしゃる親御さんに、こういうお話をするというのは、ある意味で一番熱心に聞くそうなのですよ。自分の子どもに妙な化学物質だとか、そんなものにさらすようなことがなく、健やかに育てほしいというのは、これはもう、どの親だって思っていることですから、そういう人にこういう情報を提供するというのは、非常に吸収力があるわけですね。それもぜひ進めていただきたい。

と同時に町の中で、やはりこの香害で苦しんでいる人というのは結構いるわけですよ。教育委員会でアンケートを出してくれましたよね。それを見たり聞いたりした人で、私のうちに用事があってきた人が、「自分は特殊な体質で、ほかの人が何ともないものが自分にだけ害があって、いわゆる変わり者だというふうに周りからも言われ、自

分もそう思っている。それがそうではなかったと。自分と同じようなことで苦しんでいる人が、この町にだって結構いるのだということが分かりましたと。そのことだけで随分楽になりました」と、こういうふうに言う人がいるのですよ。

そうすると、この香害の問題というのは、実は差別だとか、そういう問題ともごく近いところにあるのですね。そして、二重、三重に苦しめられているということもいえるわけですよ。

そういう中で、やはり町はそういう人たちに寄り添った施策というものを強力にやっていただきたい。そういう意味で、こういうことで悩んでいる人がいたら、ぜひ相談してくださいと。ここに来れば、すぐこんな薬をつけて治るといようなものではないけれども、いろいろな形で力になれるですよというような相談窓口、これをきちんと町民に知らせて開設するとか。いや、今でも何か問題があったら、あみかに来てくれれば、総合的に考えますから、その中で受けますよと言っても、これは届きませんよ。それが一つ。

それから、CSと言うのだそうですね。そのことについて相談を受けますよというNPO法人もあるという話は、一般質問のときに私申し上げましたけれども、では、あんた、そこへ電話調べてかけなさいと言ったって、これはなかなか難しい。やはり厚岸町がそういうところと、どの程度のものか私も分からないのですけれどもね、そういうところと連絡を取って、そしていろいろな助言をもらうとか、そういう仲介の役だってできるわけではないですか。そういうような、いわばこのことで苦しめる人の立場にとってどんなことが役に立つのかということを考えた施策、これは大仰なものでなくていいのですよ。お願いしたいのですが、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今のお話の部分で、基本的には、あみかの健康推進係が主体となって窓口になるというふうに現在考えております。ただ、うちの係におきましては、保健師がおりますので、現在、今言われた相談機関との連携ですとか、それから保健師個々におきましても、この分野のいろいろな知識を少し勉強していかないとならないということもありますので、そういったことも並行して学びながら、そして単に周りの方々が気をつけてもらうという周知だけではなくて、当事者の方に相談してもらえような、そういった案内も同時にさせていただくということは進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 ぜひお願いしたい。

それで、あみかでこうやっています。だから、こういうふうなんです。保健師だって勉強して、こうやっています。それよく分かります。それで一生懸命やっていると思うのです。そのことを町民にきちんと周知してほしいのですよね。行ってみたらこうだったでは困る。その点をお願いしたい。

それで次に参ります。

コロナなのですが、これが、いわゆる5類に移行しましたですね。扱いはインフルエンザなんかと同じ、言い方悪いのだが、特別なものでなくなっている。そうすると、この前も厚労省大臣が記者会見でやっていましたけれども、今まではこういう形で手当てしていたけれども、これも例えば3月いっぱい打ち切りですよというような話が出てくる。そのとき、テレビのニュースでやっていたのは、抗ウイルス剤ですね、コロナにかかったときに、5日間だか、これを飲むというというような、舌かみそうな名前の薬が3種類ぐらい出たようですけれども、それぞれ効力が違うのですけれどもね。そういうものが今まではコロナ用の特別の補助で、ほとんど本人の負担が軽く済んでいたわけですね、ほとんどないに等しかった。それが、今度はなくなるわけですよ。そうすると2万円とか3万円とかというような、すごい値段の薬なのですね、保険を使っても。

それで今、専門家の間で出ている心配の一つは、そんなに高いなら、その薬使わないで我慢するからというような患者が出ると、これは重篤な患者になってしまうというおそれがあるというようなことも、そのテレビでは言っていました。私もその辺りは専門家ではないから、断定もしませんし、詳しいことは分からないのですけれども、この5類に移行して、なおかつ特別手当制度がなくなったことで、これはワクチンから何から全部入ると思いますが、どんなふうに変わっていくのか。

これはやはり町民にきちんと知らせていく必要があるのではないかと。その上で、もし厚岸町、単費を使ってでも、ここのところは支えなければならないというのがあれば、またそれは進めていかなければならないことだろうと思うのですが、この辺りはいかな状況なのか、それを教えていただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

以前から、令和6年度に入ってから、コロナ感染症そのものが定期予防接種になるということで、感染症法の扱いでは5類に落ちて、感染症法の扱い自体はインフルエンザと変わらないような状況。ただ、国の措置につきましては、年度内まで暫定的に支援していた経過だったものが、4月以降、これは全くなくなるということで、基本的には受診と治療費については、基本的には保険適用になっていくと。

その中で、今、町立病院ともちょっと話をしていたのですけれども、ゲラブリオカプセル一つ、出てくるのが、これが通常でいきますと10万円ほどで、これの1割負担で1万円、3割負担では3万円ほどになるという治療薬がある。こういったものも基本的には、これまでは国の支援の中で行ってきたものが、やはり保険の適用になっていくということ。

それともう一つは、ワクチンにつきましては、現在、法律改正がまだ間に合っていないのですが、基本的にはインフルエンザと同様となるということで、高齢者の方のみ定期予防接種になって、なおかつインフルエンザと同様に3割相当の負担。現在のところ7,000円ほどのワクチン代と言われていきますので、その3割でいきますと2,100円ほどが

自己負担。インフルエンザは1,100円の自己負担で、あとは補助という形ですので、形的にはインフルエンザと同様の形になる予定となっております。

この部分も、まだはっきりしていないこと、それから、来年度の予防接種そのものは、インフルエンザと同様に、どの方がワクチンになるのかがまだ確定しないということで、金額もまだ見えないということで、予算化はしていない状況となっております。これは今後、時期に合わせて補正が必要になる部分になるかと思います。

今、ご指摘いただいた部分が、何となくニュース等を見ている中では自己負担になるというしながら、コロナの方は、現在、厚岸町では、毎日数名発生している状況がある中で、治療も行われている。具体的に、毎回毎回、治療薬を使っているかどうかは別として、症状が出たときに対して、治療を受診されている方がいらっしゃると。当初予算では、その部分の手当てというのは基本的には見ていないので、今、国の動向を見ながら、本当にそうになっていくのかということも疑いながら新年度予算を組んでいた経過もございます。

ただ、今お話いただいた部分で、直接単に治療費を助成しますとは言えませんが、その状況、それからもう一つは、定期予防接種になったといっても、そのときに想像以上に感染が大きくなるですとか、そういったことも考えられますので、そのときに応じて考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 国のほうも、まだきちんと決まっていなくてところがたくさんありますよね。そういう中で、厚岸町として、こういう支援しますよというのは言いづらいと思うのですが、ただ、マスコミだとかそういうところで、今まで支えていた手を全部離してしまうのだよと。あとはそっちでやりなさいというふうに受け取られかねない、概括的な話しかしませんから、受けるほうはそういう印象を持ってしまうような報道は結構流れていますよ。

そうすると、この後はコロナにかかっても、町もどこも相手にしてくれないのだねと。あんた、勝手に病気になったのだから、勝手に病院に行って、お金払って、薬もらって治しなさいというふうな印象を持っている方も結構出てきて、非常に不安な話も出ている。

また片一方では、特に若い人たちなんかは、コロナなんてかかってみたところで、7度5分ぐらいの熱が出れば精いっぱい、別にどうってことないのだと。だから今あんなに神経質になって、手消毒したりなんだと言っているけれども、あんなもの必要ないのだと。ワクチン、そんなものはかえって副作用のほうがおっかないのだというような極端なふうな話が結構出回っている。

ですから、そういう中で、今、答弁でおっしゃったように、毎日というのですか、5人ぐらいの患者が出ていて、それは重篤になる人も一定の割合でいるのだというようなことを含めてですね、やはりばかにはできないし、それから、あまりにも過大な負担にならないようには、町としても考えているというあたりをですね、やはり町民に周知してもらいたいということですね。

幾ら幾らになるから、幾ら幾らだけは、法の補助しますよというようなことは、まだ決まらないけれども、決して見捨てているわけではないですよというようなことは、やはり町民に知らせていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 実は4月の広報では、周知の予定が3月中に整理できなかった部分では、紙面がもうないので、周知できない状況になっておりますが、4月以降、ホームページにおきましては、制度が変わりますので、その部分はしっかり周知したいなというふうに考えております。

また、4月以降も感染している状況が見られることがあれば、そこも含めて広報であるだとか、ホームページであるだとか、それから、もちろん流行の状況によっては防災無線を使うですとか、そういったことでお知らせしていきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 次にいきます。

特定健診なのですが、現在、厚岸町の特定健診の受診率というのはどのくらいでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

令和4年度でございますが、24.4%という状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 それは、目標達成ということですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 目標には至っていないという状況でございます。目標値は、60%という状況になってございます。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） 大変失礼いたしました。60%でございせん。目標値は50%と

いう状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 たしか、雨竜町かどこかでしたよね、60何%という数字出したのはね。ただ、統計の取り方にちょっと疑問点があるなどという人もいたようですけれども、いずれにしても、すごい数字を出していますね。

釧路管内で30%を超えているところがあるという話なのですが、ご存じですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

釧路市が30%という状況になってございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 隣町ですよ。ごく近いところですね。気候風土からいって大きく違うということはないでしょう。大体こういうものは、大きな町ほどパーセンテージを上げるのは大変なのですよ。そこで30%出してるのです。厚岸は20何%でしたかね。どうしてこんなに差があるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

釧路市が30%ということで、厚岸は24.4%。この開きでございますが、今の押さえている中では、どういった中身でこの差が開いているかという状況は把握していないところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 要するに、受ける人が少ないからパーセンテージが低いと、それだけのことだというわけですか。黙っていて30%になったのではないと思うのです。30%に上げるためには、厚岸も、この24%にするために随分苦労しているわけですよ。それ以上のことをやってるからだというふうに素人的には思うのですが、どんなことをやって受診率を上げてきているかという詳細について調査してますか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

調査自体は実施していない状況でございますが、健診率が低いということで、令和5

年度の新しい取組としては、動く手紙。これは、特定健診を受ける40代、50代の若年層の受診率の低さとされておりますので、そこをターゲットとして勧奨はがきにQRコードを掲載して、その人にQRコードを読み取ってもらって、短時間で健診への理解を深めてもらうというメッセージ動画を見てもらうという内容の取組が一つ。

それから、二つ目としては、SNSを活用しました受診勧奨の取組ということで、これにつきましても、ショートメッセージで健診の案内を送信した際に、そこをクリックしますと健診用の特設ウェブサイトに移行しまして、対象者の特性に応じた内容で表示させるということで、受診の勧奨をしているという取組を実施しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 それはもう既にやっていることですね。24%ということなのですね。これからやってぐんと上げていこうという施策なのですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この24.4%ということは、令和4年度ということでございますので、自分が今新しく取組をしたというのは令和5年度なので、これからそれ以上に上がっていることを期待しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 たしか、この特定健診の勧奨のために、そういうことを専門に代行する会社があって、そこでは保健師資格のある人をたくさん持っていて、そういう人たちが専門家の立場から受けなさい、受けなさいと言う。そういうこともやってもらうというようなことを前には聞いた記憶があるのですが、今もそういうことはやっていますか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今もその令和5年度の新しい取組として、そういった事業者からそういった通知ですとか、そういった取組はしているという状況でございます。これまでもやっている状況でございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 何だか自信のなさそうな答弁なので、こっちも不安になってくるのですよ。堂々と胸張って言ってくださいよ。あと、受診率さえ上がればいいのですから。

それでね、隣の町で、それも人口の多い町で、30%を超えたということが出ているのですよね。そうすると、や一厚岸一生懸命いろいろやっているのだけれども低いのですよという言い訳はできなくなるのですよ。管内では一番高いのですよと言うのだったらまだいいのだけれどもね。だから、やはりまだまだ徹底して勧奨しなければならないと思うのです。

それで、確か雨竜町、ちょっとそれ、私も記憶定かでないのですが、農村地帯の町でしたが、ここでは外部委託した保健師が、たしか自宅にまで入っているのではないかと思うのですね。それで「うるさい、放っといてくれ」と怒る人が結構いるのですというところまで電話なり訪問なりして勧奨しているのですよ。と同時にそこがなるほどなと思ったのですが、実際にそういう放っといてくれというような人たちと接触すれば、いろいろなその人の生活の状況が分かるわけです。

そうすると、中には問題のある生活をしている人もいるわけですね。そういうものを、たしか訪問だったと思うけれども、ちょっとそこは私ももう記憶が定かではないのだけれども、行った後、必ず調査票を出していて、その調査票の中の問題ありというような評価があるでしょうけれども、それは福祉課に回るという仕掛けになっているのですよ。そして、いわゆる連絡が全然取れてないけれども、実はここは危ないというようなところに目がいく、手が届くような仕掛けを勧奨と並行することによって使っているのですよ。そういうようなことも含めてご検討をいただきたい、そのように思うわけです。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

ただいま、委員おっしゃった内容のことにつきましては、雨竜町、それから釧路市のことを参考にしながら、保健福祉課と取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。よろしくお願いします。

これで最後にしますが、みんなすこやか厚岸21という大きなセレモニーがありますよね。これは、セレモニーではない、計画がありますよね。これは今回新しくなるのですよね、4月から。何年続くものですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 健康増進計画、みんなすこやか厚岸21、今回第3期となりまして、計画期間につきましては、令和6年度から令和17年度までとなる予定であります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 11年という非常に長い期間を持った計画になるわけですね。これは、たばこと塩と歯ですか。これを一番の重点項目にして進めていくというふうにお聞きしております。

それで、保健師をはじめとする担当者は、その一つ一つに物すごいたくさんの項目に目標値、数値がついてまして、それで毎年毎年それにどう近づけていくかということで、いろいろな施策をこの計画に基づいて行っているというふうに伺っています。それは間違いないですね。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 計画、これまでも第1期、第2期も同様な形で重点目標を捉えて、その中で事業の展開をしているという状況であります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 それで、この計画はヘルスプロモーションと言うのだそうですね。それはよく間違えて言う人が多いのですけれども、私の健康は私が守る。それがこの計画の真髄であるというようなことをおっしゃるのだが、これは間違いですよ。私たちの健康を私たちが守りましょう。1人ではできないのですよね。だから、町民みんなでもっていろいろと協力し合いながら健康な生活を送れるようにしましょうということですよ。

それで、そうすると、役場が何か立派な計画をつくって、そして役場の人的一生懸命努力して、こうしなさいって言っているらしいよという話では、ヘルスプロモーションにならないのですよね。どうやって自分のこととしてその計画に基づくような、あるいはその方向にいくような日常の生活を送らなければならないかと、町民みんなが自分のこととして考えるようなものでなければならないわけですね。

そうすると、この11年続く、最終の年でいうと11年前に立てた計画が永遠と続いているというだけのものでは、みんな忘れちゃいますね。だから、町民みんなが自分のものとするために、どういうことを行うのかということについて、少し説明をしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

おっしゃいますとおり、計画期間が長いこと、それから目指すべき目的、目標といいますのは、いわゆる日常の生活の中に問題を抱えていること。これは、毎日の生活の中での幾つかの改善が必要になってくるということで、より自分個人ではなくて、自分たちの生活から状況に関わる事業の展開が必要だなというふうには考えております。

今回の計画の中で設定させていただいたのは、特に重点項目、先ほどお話しいた

ました、乳幼児の虫歯を減らす、喫煙率を減らす、それから塩分の摂取量を減らすということで、それぞれに自分が目指す目標、家庭が目指す目標、地域が目指す目標、行政が目指す目標というふうに、今回改めて分担というか、行うことを分かりやすく整理した計画というふうに捉えているところでございます。

これを、まずは周知を行いながら、個々の事業につながるように、また、これを自分たちのこととして捉えていただけるように、実施していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 一つの提言をさせていただきますが、毎年、今年はどういうことをやろうということは、担当者で決めていると思うのです。10年後のことまで決めているのではないですよ。今年ですよ。

そうすると、それが1年たったときに、やっぱり総括すると思うのですよね。今年はどういうふうに成果を出そうと思ってやったけれども、うまくいかなかったということも多々あると思うのですよ。当たり前だと思います、それは。そういうものも含めて、思ったよりうまくいったねということも当然あるわけですから、そういうものを発表してほしいんですよ。恐らくモデル地区を作ったり、いろいろなことをやると思いますけれども、こういう事業をやって、こういうふうにして、要するに、町民の健康維持のためにこんなことをやっているのですということが、町民にとって手に取るように分かるということが、結局、何か自分らの知らないところで役場の偉い人たちが、何かごじょごじょやっているようではないようにしていただきたい。そこのところでお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

計画を作成する際に、本来でいけば、事業の結果、評価、見直しというような形で新たな年度に向かってまた取り進めていく、これを計画に沿って行っていくというのが正しい計画の進め方かなというふうに思います。

今提言いただいた部分も、各項目にわたって全部出してしまうと、すごく分かりづらいものにも逆になってしまうということもありますので、分かりやすいような内容を少なくとも毎年度、町民にお知らせしていくというふうなことを取り入れていきたいなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

10番。

●堀委員 ここでは高齢者帯状疱疹ワクチンの予防接種についてお聞きしたいと思います。

今年度、65歳以上の高齢者の方に半額助成のワクチン予防接種が始まりますけれども、この概要等について教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

令和6年度新規事業として予算計上させていただいております、带状疱疹ワクチンの任意接種費用助成事業であります。

この事業につきましては、現在带状疱疹のワクチンが50歳以上の方を対象としたワクチンとして任意で、いわゆる自費で行われております。ワクチンには2種類ありまして、一つはちょっと高価なもので、1回2万円ほどのワクチン、これは2回接種が必要になります。もう一つの水痘ワクチンにつきましては、1回につき七、八千円程度の費用、これにつきましては1回接種で終了となるというものであります。高いほうのワクチンにつきましては、今のところは10年以上の効果があるのではないかというふうに言われておりまして、一般的には、効果、継続の部分も含めて2回接種となりますが、高額なワクチンを選択する方が多いのかなという状況かと思っております。

带状疱疹につきましては、特に高齢者の方のうち、70歳あたりがピークと言われております。大体、生涯で3人に1人くらいの方がかかる疾患で、病気にかかるというのはちょっと正確ではないのかもしれませんが、当時感染した菌が神経節に深く潜り込んで、それが高齢になることで悪さをして発症するというような病気だそうです。

これはワクチンで予防ができる、それから発症したとしても症状を軽くできるという効果が高いというふうに言われていますこと、それともう一つは、とても高価であることから、完全な自費で受けるのはハードルが高いのかなというようなこともありまして、厚岸町では、この費用につきまして半額の助成を行いたいというものであります。が、対象としましては、65歳以上の高齢者の方に対して半額の助成を行うというふうな事業設定を考えているところでございます。

ですので、带状疱疹ワクチンにつきましては、だいたい2万円ちょっとのところは1万円くらいの助成で受けられる。それから水痘ワクチンのほうにつきましては、8,000円くらいのワクチンに対して4,000円くらいで受けられるというものであります。この事業につきましては、特に一般財源となってしまうものですから、老人福祉基金を活用して実施をしたいというふうに考えているところでございます。

また、今年度の予算につきましては、金額としまして288万5,000円。これは65歳以上の方、3,357人いらっしゃいますが、全員受けるということはちょっと想定できません。去年から実施しているところを参考にさせていただいて、だいたい二、三%くらいの、年間ですね、接種率というふうに調べた状況で、一応今回につきましては、带状疱疹ワクチンのほうは4%、水痘ワクチンにつきましては1%、大体5%くらいの人数を見込んだということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

そうすると、受診の方法というか、例えば65歳以上の対象者の皆さんに接種券なりというものを配るものなのか、それとも医療機関へ行って受診した際に何らかの届出をして、この半額の助成を受けるようになるのか、教えてください。

それで、高額なほうが1回2万円の方が2回必要だということの中では、こちらのほうは10年ぐらいの効果が見込めると言ったのですけれども、下のほうの水痘ワクチンのほうについては、何年ぐらいの効果というのが見込めるものなのか。

今回65歳以上の方にしていますよね。それで、10年たった後に再度受けることができるのかとか、そこら辺というのはどういう仕切りでもって、高齢者の肺炎球菌のワクチンとか5年に1回というようなものとかありますよね。そういうような形で何かしらの接種しましたよというような証明書みたいなものを持たされるようになるのかどうか、そこら辺についてはどうなっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事前に調べた内容では、水痘ワクチンについては、効果は数年というのは特に年数というのは確認しておりません。ただ、ちょっと効果が低いというような評価で聞いておりました。

それと、受診の方法ですが、基本的には申請により助成券を交付しまして、助成券を持って医療機関に行ってください、自己負担を支払っていただいて、接種をするということとなります。

接種の履歴につきましては、町のほうで履歴のデータの保管を行うような格好となっておりますというふうに考えております。通常の予防接種、小児等の予防接種につきましては、予防接種そのものの責任は町が行うこととなっておりますが、例えば高齢者の肺炎球菌の助成部分、それから今回の带状疱疹ワクチンについては任意接種ということで、本人の意思によって接種すると。接種する主体は町ではなくて、その費用について助成をするというふうな、予防接種事業ではなくて費用助成事業ということで、履歴のほうは押さえることはできるのですけれども、接種責任というところでは、町が関与するものではないという、いわゆる任意接種という形と捉えております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、例えば高額なほうを65歳で受けましたよと。10年くらい持つから75歳で受ければいいのですけれども、ちょっと心配だから72、73歳とか、70歳になったらもう一回受けてみようとか、そういうことでも可能なのでしょうか。それとも、もう一度やってしまえば、もう二度目はないのだというようなことになるのでしょうか。そこら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 答弁漏れていて申し訳ありませんでした。

複数回の接種の状況につきましては、今現在このワクチンについては、10年以上が10年で切れるという認識ではなくて、10年以上どれぐらい持つかわからないというくらいの話だそうです。10年たってもう1回打つというところでは、ワクチンの説明書の中では、一応1回となっていて、2回、3回というような説明がないので、今のところは1回というふうな認識でいます。

町におきましては、助成事業ですので、基本的には1回の助成の事業というふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。受けるときというのは、よくよく考えて受けなければならないのかなと思うのですけれども。

あと一つ、何回も受けれないといった中では分かったのですけれども、それがいいのかどうなのかというものもあるかと思うのですよね。抗体があるかどうか、例えば1回受けましたよ、10年後になったときにちょっと心配だから、自分の抗体というものがあるのかどうなのか、抗体の検査とかそういうようなものというものはあるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 調べた中では、抗体検査というのは特には見当たらなかったというか、手法があるというふうには認識していません。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 できれば、いつまで有効なワクチンなのかというのが不安な中であれば、やはり今後、抗体の検査をするような技術的なものとかもあるのかもしれませんけれども、今の技術では多分あるのだと思うのですけれども、その上で、もし抗体が既にもうないよといったときには、また再度の接種というものができると、それは今すぐどうのこうのという話でもないのでしょうかけれども、少なくとも水痘ワクチンのほうはもう2、3年くらいですから、この人方も1回やってしまえば、その後はもう受けられないよという話になったときには、そこら辺の議論というのはされていかないと、詰めていってもらわないとならないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ワクチンそのものについては、まだ新しいワクチンで、国

のほうもそういう解釈を基本的には出していないというのが実態です。高齢者の肺炎球菌ワクチンについても、当初1回という話だったのですが、その後、薬剤上2回というふうに変った経過もありますので、その状況をちょっと見ながらということにもなるかと思いますが、当初の設定としましては、まずは薬剤の使用方法に順じて1回の接種というふうに押さえているところでございます。

また、ワクチンの選択におきまして、適正なというか正確な情報が必要かと思えます。ワクチン自体、例えばちょっと高いほうにつきましては、90何%以上というような数値を示している部分もありますので、そういったこともお知らせしながら、ワクチンの選択ができるようなこともちょっと工夫したいなというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に、ございませんか。

7番。

●南谷委員 4款、1項、2目ですよね。151ページです。

151ページの中段に、031、出産・子育て応援、ここで負担金補助及び交付金415万円、ここでお尋ねをさせていただきます。

たしか、この制度は、昨年からはまったと思います。提案理由の説明を聞いていましたら、出産応援金160万円の減と、子育て応援金75万円の減は、それぞれ対象者の減による補助金の減でありますと、こうなっているのですよ。たしか私の記憶では令和5年から始まったのだけれども、令和4年度の分も対象にするということで、令和5年度の事業費は膨らんだと、こう理解しているのですよ。ですから、令和6年度の当初予算は、実質というのですか、単年度分が計上されるので下がったのかなと、こういう理解をしています。それでいいのかなどなのか。

それから、215万円と200万円、違いますよね、出産応援金と子育て応援金、200万円、それぞれ私は5万円ずつの支給だったと思うのですけれども、何で上のほうが15万円多いのか、この理由について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

出産・子育て応援の出産応援金、それから子育て応援金の内訳でございます。この制度につきましては、令和5年度から妊娠時に5万円、それから妊娠した後、中期妊娠時にさらにアンケートを行って、出産時に5万円を支給するという制度となっております。出産応援金が出産時、子育て応援につきましては出産時のそれぞれ5万円の支給の予算となります。

令和6年度では、妊娠時43人、それから出産時40人を見込んでおりまして、この部分では、一応妊娠届につきましては、新規の分といいますか、増える分をちょっと多く見込んでいるということと、出産につきましては、少なくとも現在から来年度前半期に生まれる数が見えておりますので、それを基に年間の出産数を計算していると。妊娠につ

きましては、さらに少し上乘せをしたというような内容となっております。

令和5年度から始まったということで、今お話があったとおり、令和5年度に始まった当初につきましては、令和4年度からの対象者の方も経過措置として令和5年度以降に支給するというので、当時令和5年度に見積もった部分では、75人が妊娠時、それから55人が出産時の見込みということで、これは当初予算ベース75人、55人ですが、これは年度途中までの10月までと、令和4年度丸々と、令和5年10月までの人数を当初予算として上げていたという金額の違いとなっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 違いの15万円については分かったのですが、そうしたら5万円ずつだから、子育て応援金は200万円ですから40件、こういう理解でいいのですか、件数にして。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 1件5万円ですので、お話のとおり、子育て応援のほうにつきましては200万円で40人分という予算であります。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 そうすると、令和6年度に生まれるお子さんは、厚岸町では40人未満だと、こういう試算をされているというふうに理解をしたのです。非常に衝撃を受けました。今回予算書の中で一番衝撃を受けました。厚岸町で生まれるお子さんが40人未満だと、非常にびっくりしました。将来どうなるのだろうと。厚岸の子どもたちが今年生まれる子ども40人だと。これは大変なことだなとつくづく感じました。既にある程度情報なりつかまえているものもあるでしょうから、その推計ですから、これがどうのこうのとは言いません。

第1子が生まれて第2子もという思いになるように、この国、道、町でそれぞれ65、17.5、17.5を負担していますから、国の制度にのっかってこれを支給しているというふうに理解をしています。厚岸町として、もっと負担を増やして、それぞれ10万円くらいずつ支援してはどうなのかなと、こういうことも一考ではないのかなと、検討していただきたいなと、そんな思いで提言をさせていただきました。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

実態としましては、ここ数年、生まれた子どもの数は30人台、38人ですとかいうような経過で、40人を超えていない状況となっております。今年度につきましては、期待を込めて40人というふうな設定を、各事業で生まれる人数をまず押さえて予算化するとい

うことを毎年行っておりまして、今年度につきましては40人、また、例えばですが転入等もあることがありますので、40人から42人くらいの人数で生まれる子どもを設定して、各事業を設定している状況にあります。

今ご提言をいただいたように、この部分も5万円ではなくて10万円というような提言もございますが、別途、出産祝い金につきましては、厚岸町1人10万円を毎回支給していることもありますので、どの事業でどれくらいのことでもありますし、まずは、出産祝い金については独自事業ですが、この事業につきましては補助事業でもありますので、これにのった形でこの部分の事業は事業設定ということでございます。

また、さらに子育て支援について、充実した施策なんかも、今年度につきましては、例えば不妊治療ですとか、細かい部分での充実も考えたところですが、いろいろな財源の中で単に金額支給という部分では、ちょっとシビアにいろいろなバランスを考えながら設定していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 しっかり取り組んでいただきたい。

ここで数字がどうのこうのという気はないのです。少なくとも将来の厚岸町を考えたときにですね、施策として子育て応援、こういうものにね、しっかり目を向けていかなければ私はならないと思うのですよ。1年に少なくとも100人以上のお子さんが生まれるように、そういう取組を私はしていただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 子育て支援につきましては、国もこども家庭庁を設置して、令和5年度から次元を超えたくらい話をされているところですが、実態として特殊合計出生率が上昇しているという状況、いわゆる効果がなかなか見えない中で、いろいろな負担もありながら支援の充実は着実にやっている状況ではあるのかなというふうに考えております。

厚岸町におきましても、独自事業も含めた中では、いろいろな支援策を考えて実施をしている状況にはありますが、直接的に子どもの数にどの時点で直結していくのかなというところは、なかなか難しいかなというふうに考えているところですが、将来を見据えて、支援につきましては継続して充実していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、156ページ、3目墓地火葬場費。

10番。

●堀委員 霊園でお聞きします。

以前から、いろいろなところで議論とかも出ているのですけれども、合同墓とかのですね、そういうような整備や方向性というものは何か検討はされているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 霊園の合同墓でございます。

これにつきましては、令和3年8月に、町民アンケートを2,000名を対象にしております。715名の回答があって、そのうち「合同墓が必要」と回答したのが340人、47.6%ということで、かなりの方が希望しているということになっております。

それに対して、厚岸町は歴史が古い町でございますので、お寺がかなり多いということで、12か所ございます。これにつきましても、お寺の檀家数の減少とか経営悪化の可能性もあるということから、お寺に対してもアンケートを実施しております。まだ全部は来ておりませんが、今の段階では「町の事業などで反対する理由はない」とか、ただし逆に「お寺に墓地があるので、なくてもいいのではないか」という意見等もございます。

ここら辺も含めて、やはり歴史の古い厚岸町としては、お寺の意見も一概に駄目だという話にはならないと思いますので、この辺も含めて、今後検討しながら行っていくというふうには思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

3目、他にありますか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目水道費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目病院費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目子ども医療費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。
5番。

●音喜多委員 056の再生可能エネルギー促進区域指定というのが新しい事業としてどうか、そう考えているようなので、具体的にどういう仕事をして、どのような考え方なのか、説明いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 056の再生可能エネルギー促進区域設定ということで、1,562万8,000円計上させていただいております。

この内容につきましては、厚岸町におけますゼロカーボンシティの実現に向けまして、今後、再生可能エネルギーを円滑に導入するために、自然社会環境も総合的に評価したゾーニング事業を実施する予定でございます。本業務に当たりましては、専門家へのヒアリングや既存使用の情報収集、整備を行って、再生可能エネルギーの促進エリア、環境保全を優先し保全するエリア等を設定し、当該エリアのゾーニングマップ、厚岸町全体のゾーニングマップを作成していきたいということでございます。

その後、このゾーニング事業の内容を反映しまして、厚岸町内の太陽光や風力等を含まして再生可能エネルギーの設置に係るガイドライン、または条例化を制定していきたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番。

●音喜多委員 何でもかんでも反対するわけではないのですが、きちんとした区域というかエリアを決めて、当然そういう環境というか景観にぶれないような、そういったところが必要かなというふうに思います。

最終的に、これが出来上がったならば、その設置場所については、一般開放するとか、その事業者に開放するとか、あるいは町が優先的にあっせんするとか、PRするとか、招聘するとか、そういう考え方までは考えているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） このゾーニング事業、その場所が実際促進なのか、または規制区域なのかというのを分かりやすくマップで示すということになっております。当然、ホームページも含め図面を作ってですね、ほとんどの方が太陽光をやる場合は、業者がここの区域どうなのでしょうかというお話がほとんど9割以上がそういう方でございますので、そういう方も含めて、明確に厚岸町の考えを示していきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番。

●音喜多委員　そういう開放をするというか、エリアが出来上がるまではどのくらい予定するのか、期間的に。

●委員長（竹田委員）　環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長）　この事業、環境省の補助事業ということで、期間が1年間というふうに決まっておりますので、3月いっぱいまでこれをつくり上げて、来年度から開放できるのではないかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員）　5番。

●音喜多委員　当町は、国定公園に指定されてまだ間もない、それこそ、ほかの隣町、浜中町やら、鶴居やら、景観条例もそれぞれその地域はつくっていますし、そういったことも考慮に入れて、町としては、機構というか国のほうに申し上げるというか、そういう考え方はあるのですね。

●委員長（竹田委員）　環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長）　厚岸町の場合、法規制がございます。ラムサールとか国定公園とかになっておりまして、その法律もございます。あと、農地法、新民法も含めて25の法律で規制されている場所もございます。それ以外に、厚岸町の豊かな自然環境や動植物、それから貴重な猛禽類の保護など、守っていかなければいけないエリアというものもございます。これらも含め、整理をして調査した中で、その辺を設定していきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員）　5番。

●音喜多委員　最後ですが、それは我々町民というか、厚岸町民にも最終的には見せるというか、開放するというか、知らせていただけるものなのですか。

●委員長（竹田委員）　環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長）　成果品をどのような形にするかというのをこれから決めることでございますが、当然、補助事業で町費も含めた中での事業でございます。全てオープンにして、町民の方、または事業者の方に分かりやすくするようなマップづくりをしていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員）　よろしいですか。
10番。

●堀委員 私も同じ056で聞くのですけれども、若干足りないところを聞きたいと思うのですけれども、それで、促進エリアと保全エリアというのをつくるのだというのですけれども、これらは、地権者同意とかという、そういうものは必要になってくるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） あくまでも規制する区域、それから促進する区域ということで、それが町の考えだということで、地権者については当然調整はしておりません。今、今年度と昨年度、令和4年、5年度で、釧路町も同じゾーニング事業をしております。その辺も含めて同じような手法、他の公共団体と同じような手法で行っていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 どうなのかな。地権者同意がない中で、例えば環境保全エリアで、そこにはつくっては駄目だよというものを設定できるものなのですか。このゾーニングした後の土地利用といった中では、規制というものは何かかかってくるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 現に、法規制が既にかかっているところもでございます。それ以外にも、例えばタンチョウの営巣地だとか、あと、キタフクロウの営巣地等も含めてですね、やはり地権者が分かる、分からないにかかわらず、こういう貴重な動植物がいますよということはいえると思います。その辺も含めてですね、あくまでも促進エリア、規制エリアをその中で決めていくということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 保全エリアの中にあっても、その開発を止めれるものではないと。他の法規制で駄目なところというのは当然あると思うのですけれども、それがない中において、開発が可能だという、絶対これでエリアを決めてしまったから、そこには何かしらものをつくることもできないし、何もできないんだというふうになるというものではないというように理解しておいてよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 法規制の中でも、届出をすればできるというものもございます。ただし、町としての考えとして、ここは保全するところですよ、ここは促進す

るところですよという考えを示すということで、ただその中で、それに対して地権者が、いや、私はやりたいと言ったときには、止める何ものも今の段階ではないというところでございます。そのために、ガイドラインや条例をつくってですね、その辺も含めて規制をしていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ただ、届出が必要だというのだったら、何かしらの届出に対しての許可行為なり認可行為というものが発生するのだと思うのですけれども、そんなのを規制できるものなのですか。例えば私が持っている山で、私が例えば太陽光のやつをやりたいよ、でも、いつの間にか自分が知らないうちに環境保全エリアになってしまっていたから、いやいや、あなたのところは駄目だからとは言いませんけれども、届出をしてください。届出をしなければならない義務というのは一体どこで発生するのですか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 届出というのは、法規制の中で、この促進エリアという意味ではなくて、法規制の中で届出する場所もあるということでございます。例えば今の山の中では……。

（発言する者あり）

●環境林務課長（真里谷課長） 届出の中の保全地域での届出というのは、特に今の段階ではございません。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 再度の確認ですけれども、そのような新たな規制を設けるものということでのゾーニングは考えていないというように理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 先ほど、最初に申し上げましたとおり、このゾーニングで守るべき区域につきましては、町として、条例またはガイドラインをつくっていきたいということであります。その中で、なかなか他の町村、管内でも条例とかガイドラインをつくっているところがありますが、届出はそこでは書いておりますが、規制までにはなっておりません。やはりその辺も含めてですね、今後、検討しながらこの辺をつくっていききたいなというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に、ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 1 目環境対策費、164ページまで進みます。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、明日10時頃から審査
をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の委員会は、これにて閉会します。

午後 5 時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 11 日

令和 6 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長